

第5章

資金需要者の現状と改正貸金業法の影響に関する調査結果について

1 アンケート調査概要

1 資金需要者の現状と改正貸金業法の影響に関する調査

①調査目的

資金需要者の動向および貸金業法改正の影響等を、消費者（一般消費者・借入利用者・特定利用者・借入完済者）、ならびに事業者（企業経営者・個人事業主）それぞれについて把握することを目的とした。

②調査方法

1) 消費者への調査

調査対象	調査会社に登録している20歳以上のインターネットモニター
回答者数	<ul style="list-style-type: none">・プレ調査：213,375名・一般消費者：1,000名 全国を7地域に分けて、性別、年代を人口構成に順ずる比率で抽出・借入利用者：2,000名 現在、消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、その他金融機関から借入残高があり、総量規制に該当する1,000名と、総量規制に該当しない1,000名を抽出・特定利用者：専業主婦（主夫）：500名 現在、消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、その他金融機関から借入残高のある専業主婦（主夫）を抽出・借入完済者：590名 消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、その他金融機関から借入経験があり、直近5年以内（平成16年から平成21年の間）に完済している590名を抽出
調査方法	インターネット調査法
調査期間	平成21年12月15日～12月22日
調査主体	日本貸金業協会 企画調査部
調査機関	株式会社NTTデータ経営研究所

イ 対象者別調査目的

プレ調査	借入利用者、専業主婦（主夫）、借入完済者を抽出するために実施する調査
一般消費者向け調査	一般的な消費者に対して、貸金業法改正がどのような影響をおよぼすか等を把握するために実施する調査
借入利用者向け調査	現在、消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、その他金融機関から借入残高のある借入利用者に対して、貸金業法改正がどのような影響をおよぼすか等を把握するために実施する調査
特定利用者向け調査	今回の貸金業法改正にて、相応の影響を受けることが想定される専業主婦（主夫）に対して、借入状況やヤミ金融への接触状況等を把握するために実施する調査
借入完済者向け調査	現在、消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社、その他金融機関からの借入れを完済している借入完済者に対して、借入当時の残高や、完済方法等を把握するために実施する調査

ロ 調査分析における留意点

- 集計表数値の単位は、特に記述がない限り、「回答数」である。また、各集計表にある“(n=137)”等は、対象となる項目や集計区分における「回答者合計」を示している。
- 前項の「回答者合計」には、「無回答（＝回答可能な設問に対して、選択肢を選ばない、記入がない回答者）」や「対象外等（＝分岐設問、あるいは、回答者属性によって、回答が必要ではない回答者）」を含めていない。

八 標本構成

●個人年収

■借入経験者 (*1)

(n=3,090)

選択肢	回答数	%
収入はない	570	18.4%
100万円以下	310	10.0%
101~200万円	306	9.9%
201~300万円	465	15.0%
301~500万円	735	24.0%
501~700万円	383	12.4%
701~1,000万円	233	7.5%
1,001万円以上	88	2.8%
合計	3,090	100.0%



(* 1) 一般消費者 1,000 名、借入利用者 2,000 名、特定利用者（専業主婦（主夫）500 名、借入完済者 590 名を含む。

■一般消費者

(n=1,000)

選択肢	回答数	%
収入はない	157	15.7%
100万円以下	118	11.8%
101~200万円	122	12.2%
201~300万円	150	15.0%
301~500万円	222	22.2%
501~700万円	111	11.1%
701~1,000万円	89	8.9%
1,001万円以上	31	3.1%
合計	1,000	100.0%



●借入経験者の内訳

■借入利用者（総量規制「該当者」）

(n=1,000)

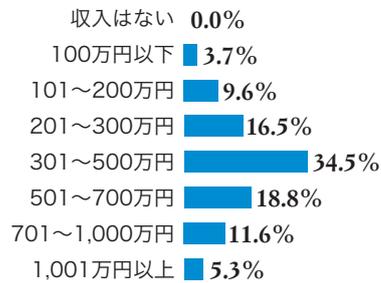
選択肢	回答数	%
収入はない	9	0.9%
100万円以下	211	21.1%
101~200万円	151	15.1%
201~300万円	200	20.0%
301~500万円	229	22.9%
501~700万円	119	11.9%
701~1,000万円	64	6.4%
1,001万円以上	17	1.7%
合計	1,000	100.0%



■ 借入利用者（総量規制「非該当者」）

(n=1,000)

選択肢	回答数	%
収入はない	0	0.0%
100万円以下	37	3.7%
101～200万円	96	9.6%
201～300万円	165	16.5%
301～500万円	345	34.5%
501～700万円	188	18.8%
701～1,000万円	116	11.6%
1,001万円以上	53	5.3%
合計	1,000	100.0%



■ 専業主婦（主夫）

(n=500)

選択肢	回答数	%
収入はない	500	100.0%
100万円以下	0	0.0%
101～200万円	0	0.0%
201～300万円	0	0.0%
301～500万円	0	0.0%
501～700万円	0	0.0%
701～1,000万円	0	0.0%
1,001万円以上	0	0.0%
合計	500	100.0%



■ 借入完済者

(n=590)

選択肢	回答数	%
収入はない	61	10.3%
100万円以下	62	10.5%
101～200万円	59	10.0%
201～300万円	100	16.9%
301～500万円	161	27.3%
501～700万円	76	12.9%
701～1,000万円	53	9.0%
1,001万円以上	18	3.1%
合計	590	100.0%



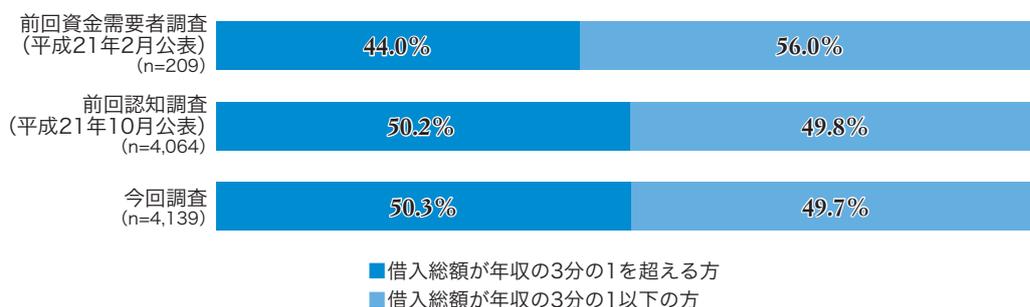
● 総量規制該当者比率

■ 消費者金融会社の借入利用者の総量規制該当比率

プレ調査 213,375 名のうち、消費者金融会社の借入利用者における借入総額の年収に占める割合を調査したところ、50.3%が年収の3分の1を超える借入残高があり、前回認知調査^(※1)の結果と比べてほぼ横ばいとなった。借入利用者の生活環境の変化として「手取り収入が減った」とする回答が多い（図表 5-1 参照）ことから、収入の減少が前回資金需要者調査^(※2)結果と比較し、総量規制該当比率が上昇した要因であることが窺える。

■ 消費者金融会社の借入利用者の総量規制該当比率

選択肢	前回資金需要者調査 (平成21年2月公表)		前回認知調査 (平成21年10月公表)		今回調査	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
借入総額が年収の3分の1を超える方	92	44.0%	2,039	50.2%	2,080	50.3%
借入総額が年収の3分の1以下の方	117	56.0%	2,025	49.8%	2,059	49.7%
合計	209	100.0%	4,064	100.0%	4,139	100.0%



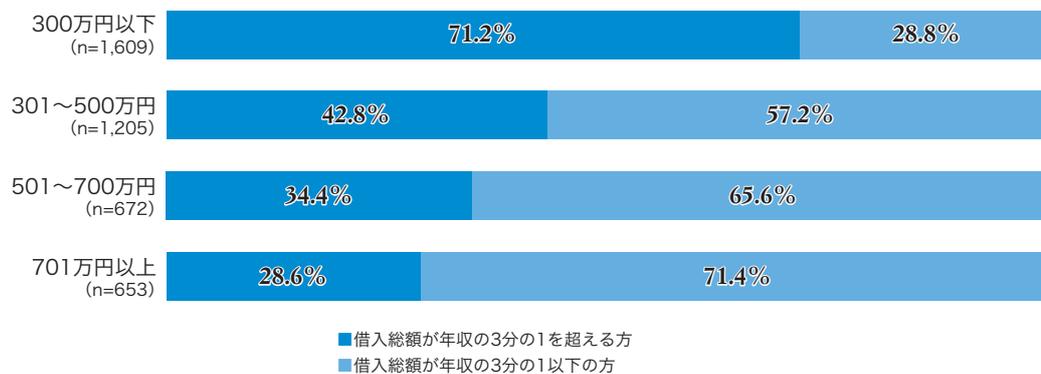
(※ 1) 平成 21 年 10 月に公表した「貸金業法改正の認知等に関するアンケート調査」報告。
 (※ 2) 平成 21 年 2 月に公表した「資金需要者等の現状と動向に関する調査」報告。

■ 消費者金融会社の借入利用者の年収別総量規制該当比率

消費者金融会社の借入利用者の総量規制該当比率を所得階層別に見てみると、借入総額が年収の3分の1を超える割合は、年収300万円以下では71.2%、年収301～500万円では42.8%、年収501～700万円では34.4%、年収701万円以上では28.6%と、年収が低い層ほど、総量規制に該当する割合が高い。

■ 消費者金融会社の借入利用者の所得階層別の総量規制該当比率

選択肢	300万円以下		301～500万円		501～700万円		701万円以上	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
借入総額が年収の3分の1を超える方	1,146	71.2%	516	42.8%	231	34.4%	187	28.6%
借入総額が年収の3分の1以下の方	463	28.8%	689	57.2%	441	65.6%	466	71.4%
合計	1,609	100.0%	1,205	100.0%	672	100.0%	653	100.0%



2) 事業者調査

イ 調査方法

調査対象	調査会社に登録している20歳以上のインターネットモニター
回答者数	・ プレ調査：213,375名 ・ 企業経営者： 908名 本人が経営する会社、または所属する会社に、貸金業者から事業性資金の借入れをしたことがある方、および個人としての借入れを事業性資金に転用している方 ・ 個人事業主： 767名 現在貸金業者から事業性資金（運転資金・設備資金等）の借入残高がある方、および個人としての借入れを事業性資金に転用している方
調査方法	インターネット調査法
調査期間	平成21年12月15日～12月22日
調査主体	日本貸金業協会 企画調査部
調査機関	株式会社NTTデータ経営研究所

ロ 対象者別調査目的

プレ調査	事業性資金を貸金業者から借入れしたことがある企業経営者・個人事業主、および個人としての借入れを事業性資金に転用している企業経営者・個人事業主を抽出するための調査
企業経営者向け調査	企業経営者における、現在の借入状況、貸金業法改正の認知状況、個人としての借入れの事業性資金転用状況、ヤミ金融の利用等について把握するための調査
個人事業主向け調査	個人事業主における、現在の借入状況、貸金業法改正の認知状況、個人としての借入れの事業性資金転用状況、ヤミ金融の利用等について把握するための調査

ハ 調査分析における留意点

- 集計表数値の単位は、特に記述がない限り、「回答数」である。また、各集計表にある“(n=137)”等は、対象となる項目や集計区分における「回答者合計」を示している。
- 前項の「回答者合計」には、「無回答（＝回答可能な設問に対して、選択肢を選ばない、記入がない回答者）」や「対象外等（＝分岐設問、あるいは、回答者属性によって、回答が必要ではない回答者）」を含めていない。

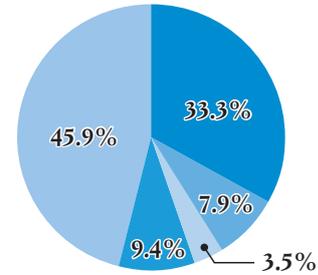
二 標本構成

当該調査対象者の事業形態構成は、会社法人 54.1%、自営業者・個人事業主 45.9%となっており、うち会社法人については、資本金 2,000 万円未満の企業が約 8 割を占める。

■ 職業

(n=1,675)

選択肢	回答数	%
会社・団体の経営者	558	33.3%
会社・団体の財務・経理担当役員	133	7.9%
会社・団体の財務・経理担当以外の役員	59	3.5%
会社・団体の財務・経理担当者	158	9.4%
自営業者・個人事業主	767	45.9%
合計	1,675	100.0%

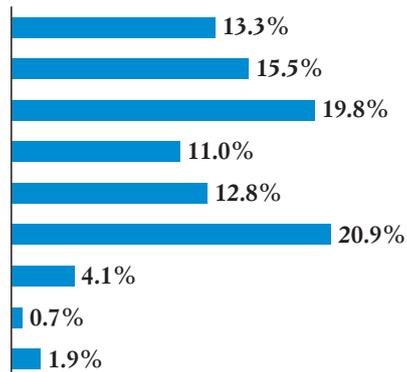


- 会社・団体の経営者
- 会社・団体の財務・経理担当役員
- 会社・団体の財務・経理担当以外の役員
- 会社・団体の財務・経理担当者
- 自営業者・個人事業主

■ 年商

(n=1,675)

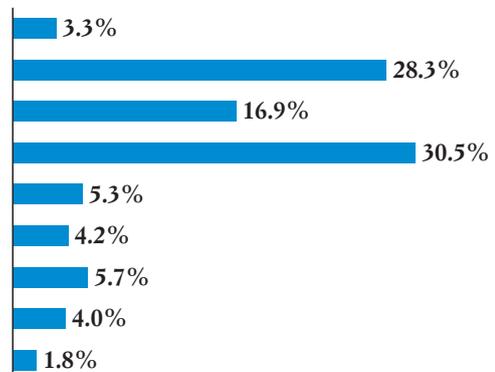
選択肢	回答数	%
500万円未満	223	13.3%
500万円以上～1,000万円未満	259	15.5%
1,000万円以上～3,000万円未満	332	19.8%
3,000万円以上～5,000万円未満	185	11.0%
5,000万円以上～1億円未満	215	12.8%
1億円以上～10億円未満	350	20.9%
10億円以上～100億円未満	69	4.1%
100億円以上	11	0.7%
わからない	31	1.9%



■ 資本金

(n=908)

選択肢	回答数	%
100万円未満	30	3.3%
100万円以上～500万円未満	257	28.3%
500万円以上～1,000万円未満	153	16.9%
1,000万円以上～2,000万円未満	278	30.5%
2,000万円以上～3,000万円未満	48	5.3%
3,000万円以上～5,000万円未満	38	4.2%
5,000万円以上～1億円未満	52	5.7%
1億円以上	36	4.0%
わからない	16	1.8%



2

消費者向けアンケート調査結果

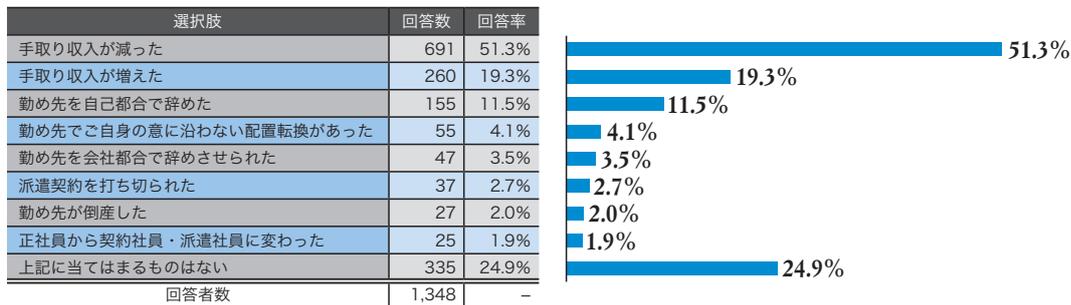
1 申込み・利用の状況

①平成18年当時（改正貸金業法^(*)が成立）と比べた現在の生活環境

●借入利用者の生活環境の変化

借入利用者の19.3%が「手取り収入が増えた」とした。一方、「手取り収入が減った」とした回答者は51.3%となった。

図表5-1 借入利用者の生活環境の変化（複数回答）



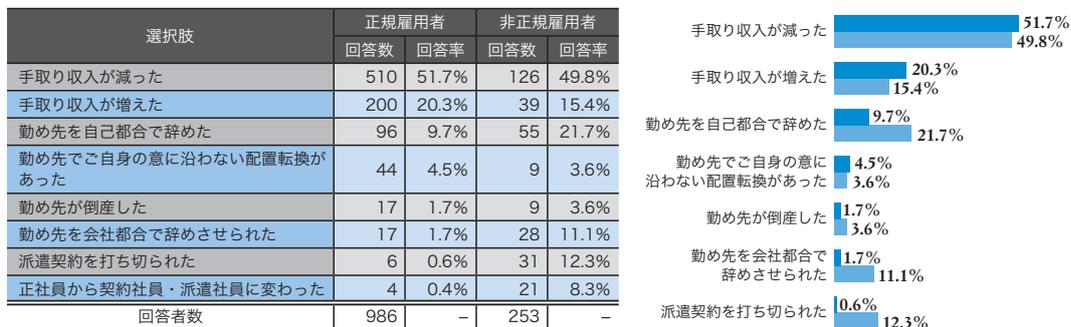
(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

(*) 平成18年12月13日、「上限金利の引下げ」、「総量規制の導入」、「貸金業の適正化」等を柱に、「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、同年12月20日に公布され段階的に施行されている。平成22年6月までに「みなし弁済」廃止、出資法上限金利の引下げ、総量規制導入、財産的基礎要件引上げ(5,000万円)等の改正貸金業法が完全施行される予定。

●雇用形態別の生活環境の変化

雇用形態別^(*)に生活環境の変化を見ると、いずれの雇用形態についても「手取り収入が減った」との回答が半数を占め、非正規雇用者の回答では、正規雇用者の回答と比べて「勤め先を自己都合で辞めた」(21.7%)、「勤め先を会社都合で辞めさせられた」(11.1%)、「勤め先が倒産した」(3.6%)等が高くなった。

図表5-2 借入利用者（正規/非正規雇用者）の生活環境の変化（複数回答）



(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

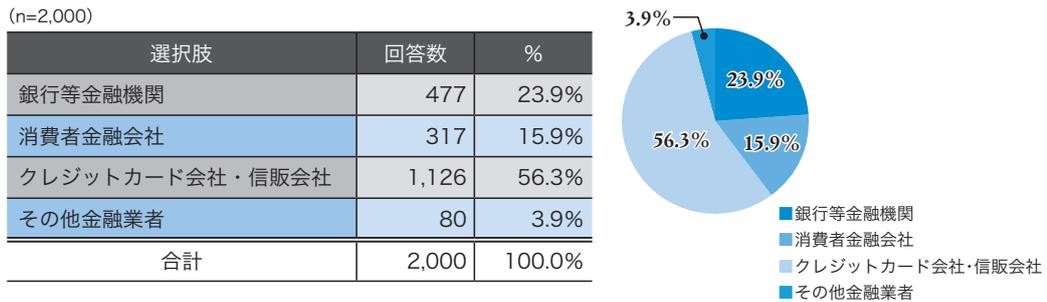
(*) アンケート対象者の雇用形態を「正規雇用者」、「非正規雇用者（派遣社員、契約社員、嘱託社員、パート・アルバイト）」に分けて調査した結果を指す。

②初めての借入先・直近1年間での借入金の使途についての調査結果

●借入利用者が初めて借入れを行った借入先

借入利用者に対して、初めて借入れを行った借入先について調査したところ、「クレジットカード会社・信販会社」が56.3%と最も高く、次いで「銀行等金融機関」が23.9%、「消費者金融会社」が15.9%となった。

図表5-3 借入利用者の初めての借入先

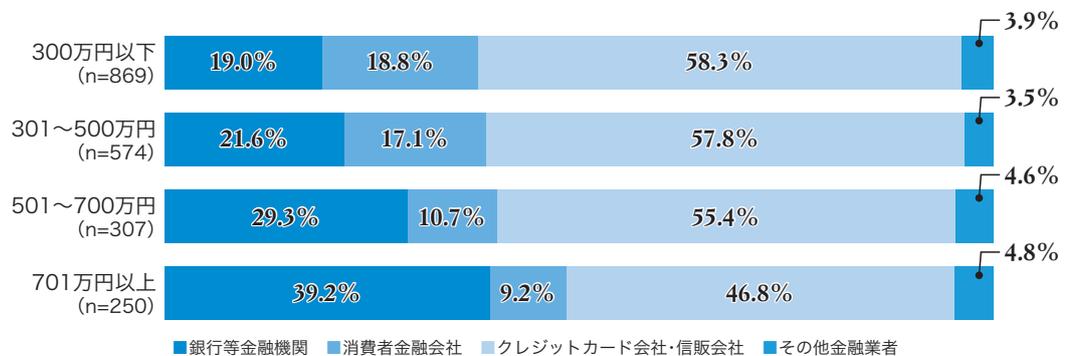


●借入利用者の所得階層別・初めて借入れを行った借入先

借入利用者が初めての借入先として消費者金融会社を選んだ割合を所得階層別に見てみると、年収300万円以下では18.8%、301～500万円では17.1%、501～700万円では10.7%、701万円以上では9.2%となっており、年収が低いほど最初の借入先として「消費者金融会社」を選ぶ比率が高い傾向となった。

図表5-4 借入利用者（所得階層別）の初めての借入先

選択肢	300万円以下		301～500万円		501～700万円		701万円以上	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
銀行等金融機関	165	19.0%	124	21.6%	90	29.3%	98	39.2%
消費者金融会社	163	18.8%	98	17.1%	33	10.7%	23	9.2%
クレジットカード会社・信販会社	507	58.3%	332	57.8%	170	55.4%	117	46.8%
その他金融業者	34	3.9%	20	3.5%	14	4.6%	12	4.8%
合計	869	100.0%	574	100.0%	307	100.0%	250	100.0%

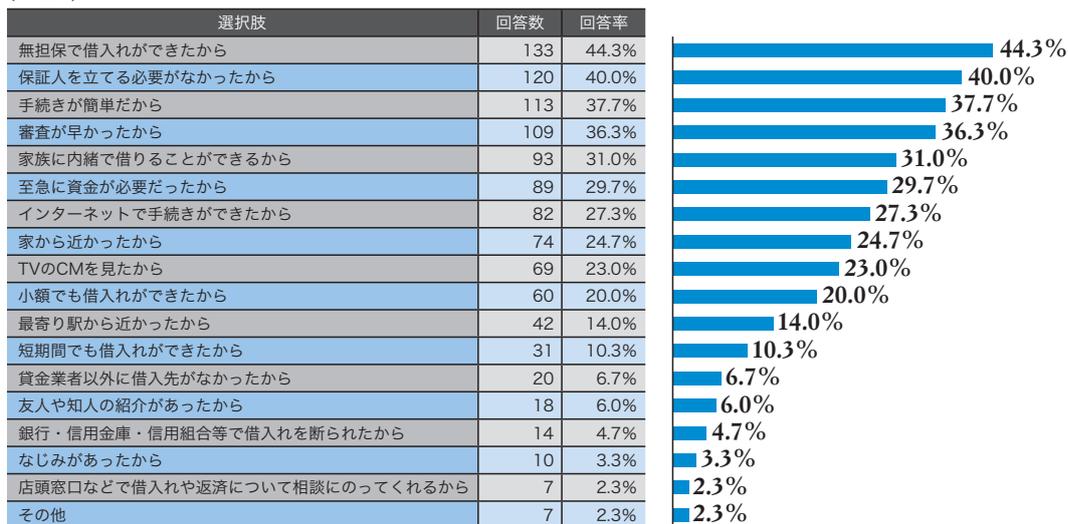


●借入利用者のうち、初めての借入先として「消費者金融会社」を選んだ理由

借入利用者が初めての借入先として「消費者金融会社」を選んだ理由としては、「無担保で借入れができたから」が44.3%と最も高く、次いで「保証人を立てる必要がなかったから」が40.0%、「手続きが簡単だから」が37.7%となった。

図表5-5 借入利用者が初めての借入先として「消費者金融会社」を選んだ理由（複数回答）

(n=300)



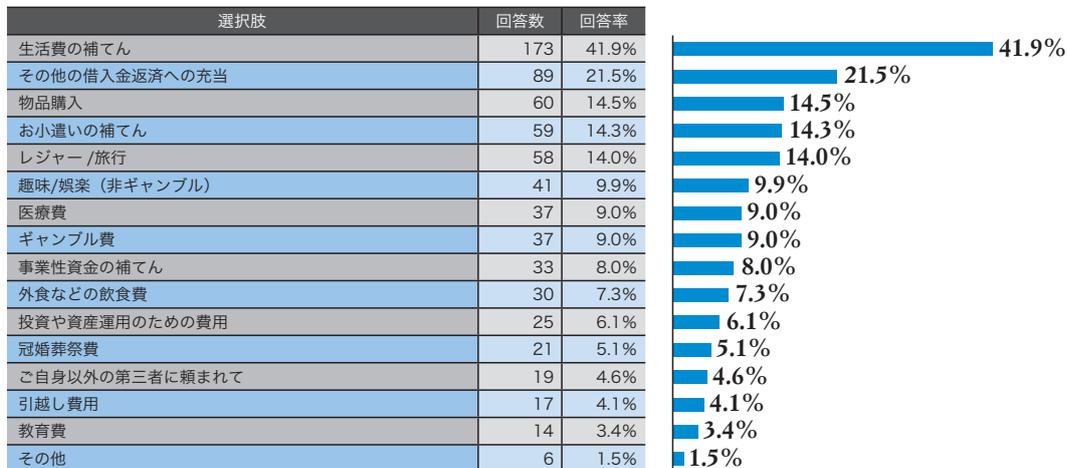
(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

●借入利用者の、直近1年間の消費者金融会社からの借入金の使途

直近1年間での借入金の使途について調査したところ、「生活費の補てん」が41.9%と最も高く、次いで「その他の借入金返済への充当」(21.5%)、「物品購入」(14.5%)、「お小遣いの補てん」(14.3%)等が続いた。一方、「ご自身以外の第三者に頼まれて」(4.6%)といった回答も見られた。

図表5-6 借入利用者の、直近1年間の消費者金融会社からの借入金の使途（複数回答）

(n=413)

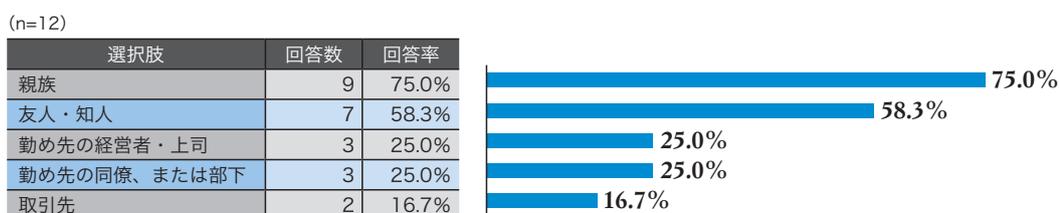


(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

●借入を頼まれた相手

「ご自身以外の第三者に頼まれて」とした回答者に対し、依頼された相手について調査したところ、「親族」(75.0%)、「友人・知人」(58.3%)、「勤め先の経営者・上司」(25.0%)となった。

図表5-7 借入を頼まれた相手 (複数回答)



(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

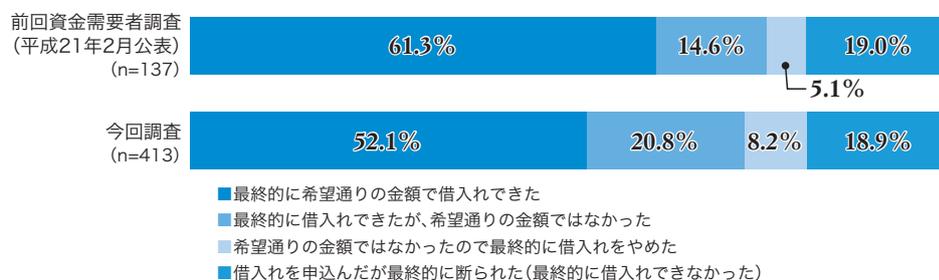
③借入利用者の、直近1年間での消費者金融会社への借入申込み

●借入利用者の、直近1年間での消費者金融会社への借入申込み結果

直近1年間での消費者金融会社への借入申込み結果について調査したところ、「希望通りの借入れができなかった」と回答した割合は、「最終的に借入れできたが、希望通りの金額ではなかった」(20.8%)、「希望通りの金額ではなかったので最終的に借入れをやめた」(8.2%)、「借入れを申し込んだが最終的に断られた(最終的に借入れできなかった)」(18.9%)をあわせて47.9% (前回資金需要者調査^(*)結果と比べて9.2ポイント上昇)となった。

図表5-8 借入利用者の、直近1年間での消費者金融会社への借入申込み結果

選択肢	前回資金需要者調査 (平成21年2月公表)		今回調査	
	回答数	%	回答数	%
最終的に希望通りの金額で借入れできた	84	61.3%	215	52.1%
最終的に借入れできたが、希望通りの金額ではなかった	20	14.6%	86	20.8%
希望通りの金額ではなかったので最終的に借入れをやめた	7	5.1%	34	8.2%
借入れを申し込んだが最終的に断られた(最終的に借入れできなかった)	26	19.0%	78	18.9%
合計	137	100.0%	413	100.0%



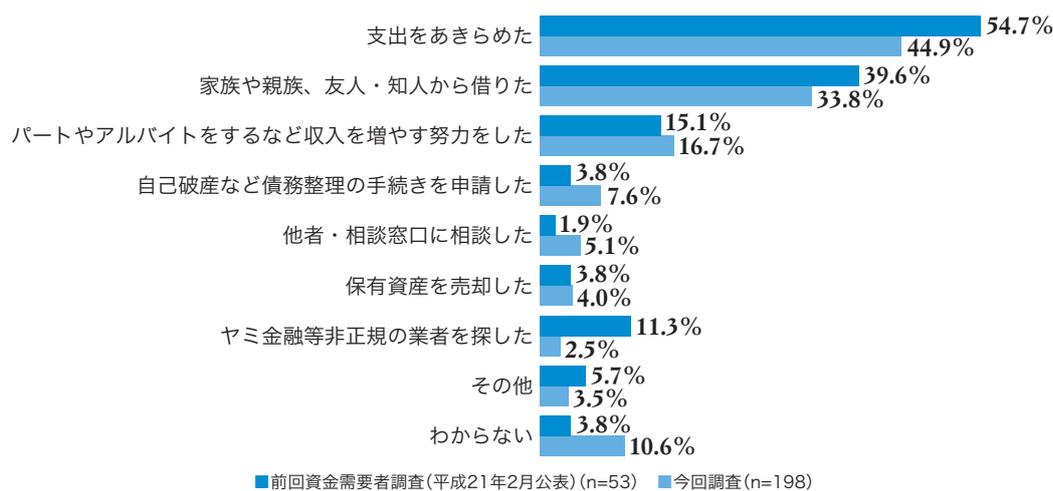
(*) 平成21年2月に公表した「資金需要者等の現状と動向に関する調査」報告。

●借入利用者の、直近1年間で消費者金融会社から希望通りの借入れができなかった場合の行動

直近1年間で消費者金融会社から希望通りの借入れができなかったとした借入利用者に対し、その後の行動について調査したところ、「支出をあきらめた」が44.9%（前回資金需要者調査^(＊1)結果と比べて9.8ポイント減少）と最も高く、次いで「家族や親族、友人・知人から借りた」が33.8%（同5.8ポイント減少）、「パートやアルバイトをするなど収入を増やす努力をした」が16.7%（同1.6ポイント上昇）となった。一方、「自己破産など債務整理の手続きを申請した」（7.6%）や「他者・相談窓口相談した」（5.1%）といった回答も見られた。

図表5-9 借入利用者の、直近1年間で消費者金融会社から希望通りの借入れができなかった場合の行動（複数回答）

選択肢	前回資金需要者調査 (平成21年2月公表)		今回調査	
	回答数	回答率	回答数	回答率
支出をあきらめた	29	54.7%	89	44.9%
家族や親族、友人・知人から借りた	21	39.6%	67	33.8%
パートやアルバイトをするなど収入を増やす努力をした	8	15.1%	33	16.7%
自己破産など債務整理の手続きを申請した	2	3.8%	15	7.6%
他者・相談窓口相談した	1	1.9%	10	5.1%
保有資産を売却した	2	3.8%	8	4.0%
ヤミ金融等非正規の業者を探した	6	11.3%	5	2.5%
その他	3	5.7%	7	3.5%
わからない	2	3.8%	21	10.6%
回答者数	53	-	198	-



(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

(＊1) 平成21年2月に公表した「資金需要者等の現状と動向に関する調査」報告。

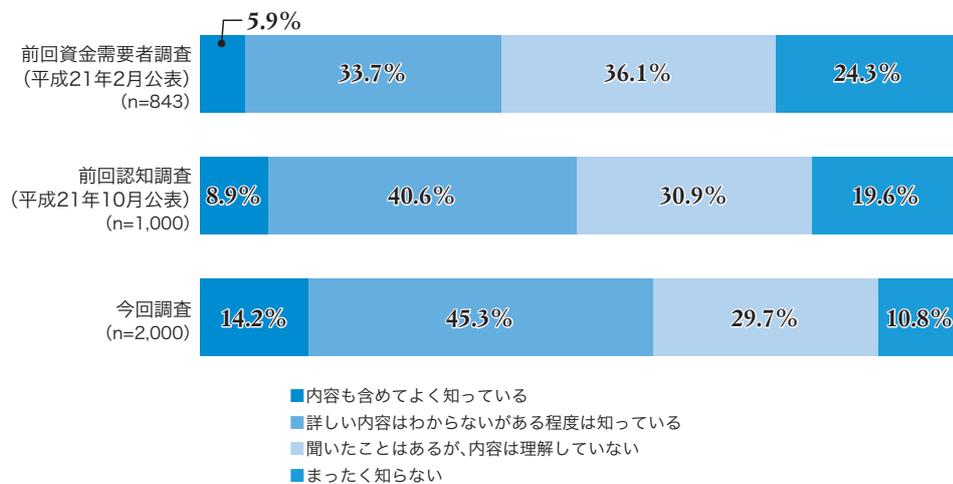
2 貸金業法改正の認知状況

①借入利用者の貸金業法改正に関する認知状況

貸金業法改正の認知度について調査したところ、借入利用者のうち貸金業法改正について“知っている”と回答した割合は、「内容も含めてよく知っている」(14.2%)、「詳しい内容はわからないがある程度は知っている」(45.3%)をあわせて59.5%（前回認知調査^(*1)と比べて10.0ポイント上昇）となった。

図表5-10 借入利用者の貸金業法改正に関する認知度

選択肢	前回資金需要者調査 ^(*2) (平成21年2月公表)		前回認知調査 (平成21年10月公表)		今回調査	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
内容も含めてよく知っている	50	5.9%	89	8.9%	284	14.2%
詳しい内容はわからないがある程度は知っている	284	33.7%	406	40.6%	905	45.3%
聞いたことはあるが、内容は理解していない	304	36.1%	309	30.9%	593	29.7%
まったく知らない	205	24.3%	196	19.6%	218	10.8%
合計	843	100.0%	1,000	100.0%	2,000	100.0%



(*1) 平成21年10月に公表した「貸金業法改正の認知等に関するアンケート調査」報告。

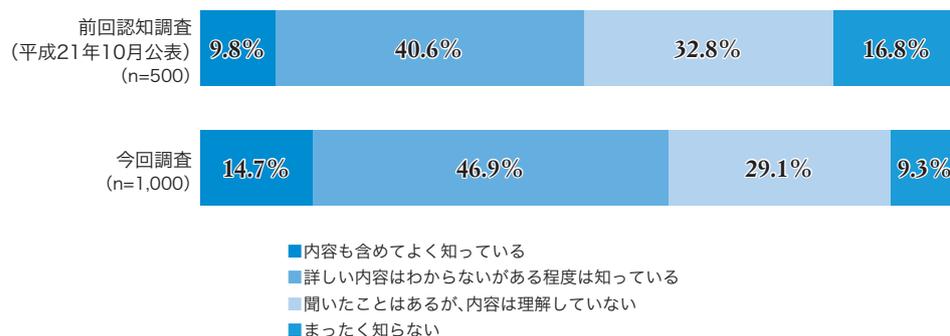
(*2) 平成21年2月に公表した「資金需要者等の現状と動向に関する調査」報告。

②借入利用者のうち、総量規制該当者の貸金業法改正に関する認知状況

借入利用者のうち総量規制該当者では、貸金業法改正について“知っている”と回答した割合は、「内容も含めてよく知っている」(14.7%)、「詳しい内容はわからないがある程度は知っている」(46.9%)をあわせて61.6%（前回認知調査^(※1)と比べて11.2ポイント上昇）となった。

図表5-11 借入利用者（総量規制該当者）の貸金業法改正に関する認知度

選択肢	前回認知調査 (平成21年10月公表)		今回調査	
	回答数	%	回答数	%
内容も含めてよく知っている	49	9.8%	147	14.7%
詳しい内容はわからないがある程度は知っている	203	40.6%	469	46.9%
聞いたことはあるが、内容は理解していない	164	32.8%	291	29.1%
まったく知らない	84	16.8%	93	9.3%
合計	500	100.0%	1,000	100.0%



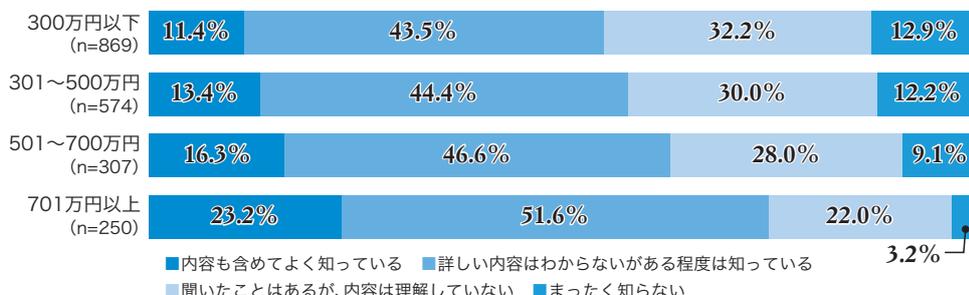
(※1) 平成21年10月に公表した「貸金業法改正の認知等に関するアンケート調査」報告。

●借入利用者・年収別の貸金業法改正に関する認知状況

借入利用者の所得階層別に見てみると、年収300万円以下では貸金業法改正を「内容も含めてよく知っている」、「詳しい内容はわからないがある程度は知っている」があわせて54.9%、301～500万円では57.8%、501～700万円では62.9%、701万円以上では74.8%となっており、前回認知調査^(※1)に引き続き、年収が低いほど貸金業法改正に対する認知度が低い傾向となった。

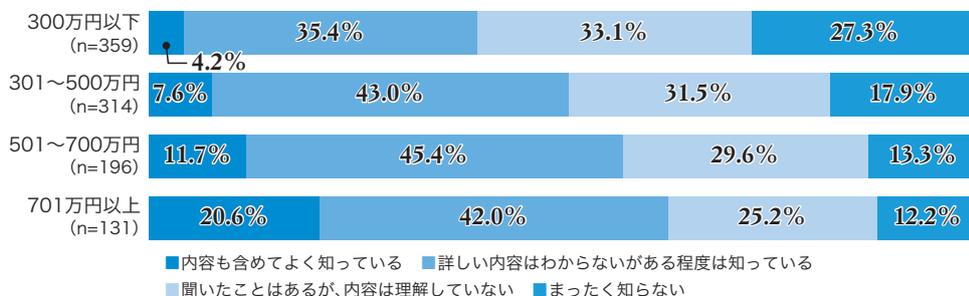
図表5-12 借入利用者の所得階層別の貸金業法改正に関する認知度

選択肢	300万円以下		301～500万円		501～700万円		701万円以上	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
内容も含めてよく知っている	99	11.4%	77	13.4%	50	16.3%	58	23.2%
詳しい内容はわからないがある程度は知っている	378	43.5%	255	44.4%	143	46.6%	129	51.6%
聞いたことはあるが、内容は理解していない	280	32.2%	172	30.0%	86	28.0%	55	22.0%
まったく知らない	112	12.9%	70	12.2%	28	9.1%	8	3.2%
合計	869	100.0%	574	100%	307	100%	250	100%



図表5-13 〈参考〉前回認知調査における、借入利用者の所得階層別の貸金業法改正に関する認知度

選択肢	300万円以下		301～500万円		501～700万円		701万円以上	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
内容も含めてよく知っている	15	4.2%	24	7.6%	23	11.7%	27	20.6%
詳しい内容はわからないがある程度は知っている	127	35.4%	135	43.0%	89	45.4%	55	42.0%
聞いたことはあるが、内容は理解していない	119	33.1%	99	31.5%	58	29.6%	33	25.2%
まったく知らない	98	27.3%	56	17.9%	26	13.3%	16	12.2%
合計	359	100%	314	100%	196	100%	131	100%



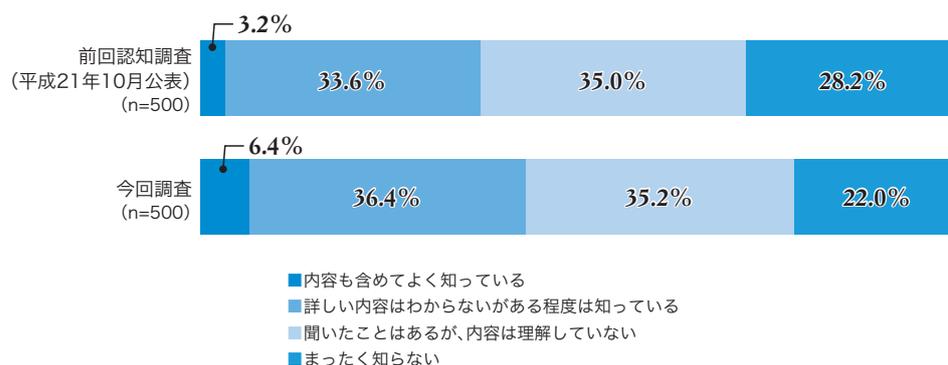
(※1) 平成21年10月に公表した「貸金業法改正の認知等に関するアンケート調査」報告。

③専業主婦（主夫）の貸金業法改正に関する認知状況

現在借入残高のある専業主婦（主夫）の貸金業法改正に関する認知度について調査したところ、「知っている」と回答した割合は、「内容も含めてよく知っている」（6.4%）、「詳しい内容はわからないがある程度は知っている」（36.4%）をあわせて42.8%（前回認知調査^(*)）と比べて6.0ポイント上昇）となった。

図表5-14 現在借入残高のある専業主婦（主夫）の貸金業法改正に関する認知度

選択肢	前回認知調査 (平成21年10月公表)		今回調査	
	回答数	%	回答数	%
内容も含めてよく知っている	16	3.2%	32	6.4%
詳しい内容はわからないがある程度は知っている	168	33.6%	182	36.4%
聞いたことはあるが、内容は理解していない	175	35.0%	176	35.2%
まったく知らない	141	28.2%	110	22.0%
合計	500	100%	500	100%

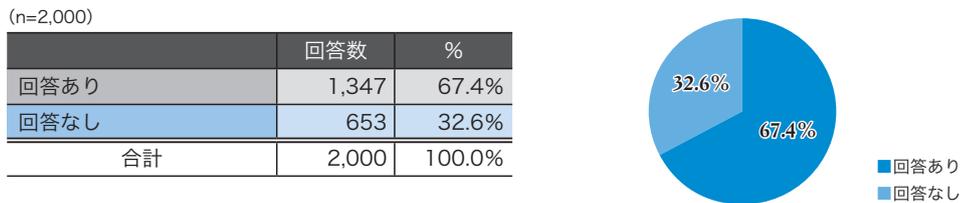


(*) 平成21年10月に公表した「貸金業法改正の認知等に関するアンケート調査」報告。

④貸金業法改正に対する「意見」の傾向と具体例

借入利用者の貸金業法改正に対する自由意見を分析したところ、法改正に対して「問題がある」とする意見が42.9%（前回認知調査^(※1)と比べて8.1ポイント上昇）と最も高く、次いで法改正に対して「良い」とする意見が27.1%、中立的な（その他）の意見が16.4%、「よくわからない」とする意見が13.6%となった。また、総量規制該当者・非該当者それぞれの「問題がある」とした割合を調査したところ、総量規制非該当者で33.8%となった。一方、総量規制該当者では51.9%におよんだ。

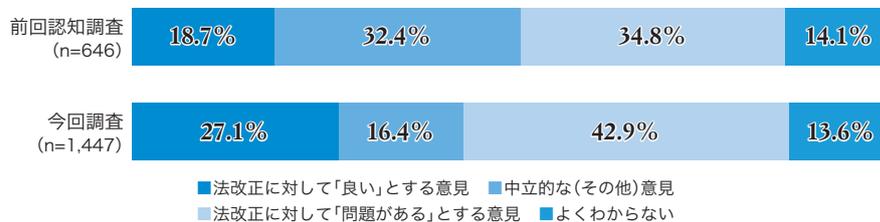
図表5-15 借入利用者の貸金業法改正に対する意見の回答状況



意見の分類	定義
法改正に対して「良い」とする意見	「良いと思う」、「仕方が無い」、「もっと早くして欲しかった」等、貸金業法改正に対して、良い印象を持っていると考えられる意見
中立的な（その他）意見	「あまり関係ない」等、貸金業法改正について、直接的に関係しない意見
法改正に対して「問題がある」とする意見	「見直して欲しい」、「困る」、「ヤミ金融被害が増える」、「もっと周知して欲しい」等、貸金業法改正に対して、「問題がある」とする意見

図表5-16 借入利用者の貸金業法改正に対する意見の分類

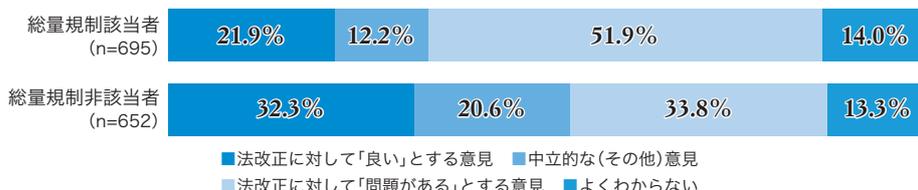
	前回認知調査 (平成21年10月公表)		今回調査	
	回答数	%	回答数	%
法改正に対して「良い」とする意見	121	18.7%	392	27.1%
中立的な（その他）意見	209	32.4%	237	16.4%
法改正に対して「問題がある」とする意見	225	34.8%	621	42.9%
よくわからない	91	14.1%	197	13.6%
合計	646	100.0%	1,447	100.0%



(※1) 平成21年10月に公表した「貸金業法改正の認知等に関するアンケート調査」報告。

図表5-17 借入利用者（総量規制該当者・非該当者）の貸金業法改正に対する意見の分類

	総量規制該当者 (n=695)		総量規制非該当者 (n=652)	
	回答数	%	回答数	%
法改正に対して「良い」とする意見	160	21.9%	232	32.3%
中立的な(その他)意見	89	12.2%	148	20.6%
法改正に対して「問題がある」とする意見	378	51.9%	243	33.8%
よくわからない	102	14.0%	95	13.3%
合計	729	100.0%	718	100.0%



(注1) 1つの意見に複数の内容が含まれるものは、複数の意見として分割した。

● 法改正に対する意見の内訳

借入利用者の、法改正に対しての自由意見を分析したところ、「適正な法律ができた」(34.2%)、「多重債務者を減らすことができる」(17.1%)といった、法改正に対して「良い」とする意見がある。一方、「厳しい改正である、撤廃を望む(行政への要望)」(16.9%)、「生活していけなくなりそうで困る」(16.4%)といった、法改正に対して「問題がある」とする意見も見られた。

図表5-18 借入利用者の法改正に対して「良い」とする意見の内訳

(n=392)



図表5-19 借入利用者の法改正に対して「問題がある」とする意見の内訳

(n=621)



(注1) 1つの意見に複数の内容が含まれるものは、複数の意見として分割した。

⑤セーフティネットの認知度についての調査結果

●一般消費者のセーフティネットに関する認知度

一般消費者に対し、セーフティネットの認知率について調査したところ、セーフティネット全体の認知率^(※1)は、10.7%（前回資金需要者調査^(※2)結果と比べて、0.8ポイント上昇）となった。

図表5-20 一般消費者の各セーフティネットに対する認知度（複数回答）

選択肢	前回資金需要者調査 (平成21年2月公表)		今回調査	
	回答数	回答率	回答数	回答率
弁護士や司法書士、弁護士会などの相談窓口	406	12.2%	142	14.2%
国民生活センターなどの団体の相談窓口	346	10.4%	100	10.0%
国や都道府県、地方自治体が設置している相談窓口	286	8.6%	90	9.0%
生活協同組合や労働金庫、信用組合で行っている貸付制度	215	6.5%	70	7.0%
回答者数	3,329	-	1,000	-

(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

(※1) 各セーフティネットの認知率と回答者数から求めた加重平均値。

(※2) 平成21年2月に公表した「資金需要者等の現状と動向に関する調査」報告。

●借入利用者のセーフティネットに関する認知度

借入利用者のセーフティネット全体の認知率^(※1)は、14.7%（前回資金需要者調査^(※2)結果と比べて3.9ポイント減少）となっており、各制度別に見ると、「弁護士や司法書士、弁護士会などの相談窓口」が19.2%と最も高く、次いで「国民センターなどの団体の相談窓口」が13.9%、「国や都道府県、地方自治体が設置している相談窓口」が13.0%となった。

図表5-21 借入利用者の各セーフティネットに対する認知度（複数回答）

選択肢	前回資金需要者調査 (平成21年2月公表)		今回調査	
	回答数	回答率	回答数	回答率
弁護士や司法書士、弁護士会などの相談窓口	192	22.8%	384	19.2%
国民生活センターなどの団体の相談窓口	151	17.9%	278	13.9%
国や都道府県、地方自治体が設置している相談窓口	144	17.1%	260	13.0%
生活協同組合や労働金庫、信用組合で行っている貸付制度	126	14.9%	182	9.1%
回答者数	843	-	2,000	-

(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

(※1) 各セーフティネットの認知率と回答者数から求めた加重平均値。

(※2) 平成21年2月に公表した「資金需要者等の現状と動向に関する調査」報告。

⑥セーフティネットに対する「意見」の傾向と具体例

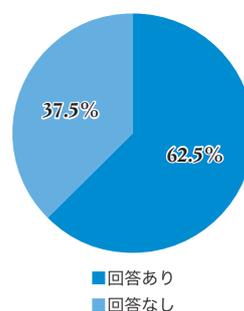
セーフティネットを「利用したことがある」、もしくは「現在利用している」と回答した借入利用者の、セーフティネットに対する自由意見を分析したところ、セーフティネットに対して「良い」とする意見が53.3%と最も高く、次いで「問題がある」とする意見が34.7%、「中立的（その他）」との意見が12.0%となった。

また、借入利用者のうち総量規制該当者では、セーフティネットに対して「良い」とする意見が44.9%、総量規制非該当者では、「良い」とする意見が69.2%となった。

図表5-22 セーフティネットの利用経験がある借入利用者の、セーフティネットに対する意見の回答状況

(n=120)

	回答数	%
回答あり	75	62.5%
回答なし	45	37.5%
合計	120	100.0%

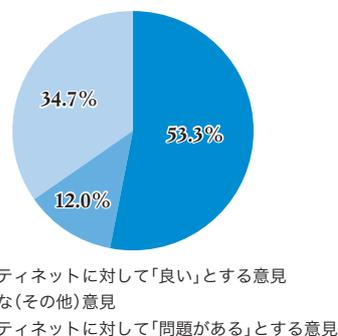


意見の分類	定義
セーフティネットに対して「良い」とする意見	「良い制度である」、「必要と思う」、「あれば安心」等、セーフティネットに対して、良い印象を持っていると考えられる意見
中立的な（その他）意見	「あまり関係ない」等、セーフティネットについて、直接的に関係しない意見
セーフティネットに対して「問題がある」とする意見	「使いづらい」、「役に立つとは思えない」、「どの程度まで解決できるかわからない」、「もっと周知して欲しい」等、セーフティネットに対して、「問題がある」とする意見

図表5-23 セーフティネットの利用経験がある借入利用者の、セーフティネットに対する意見の分類

(n=75)

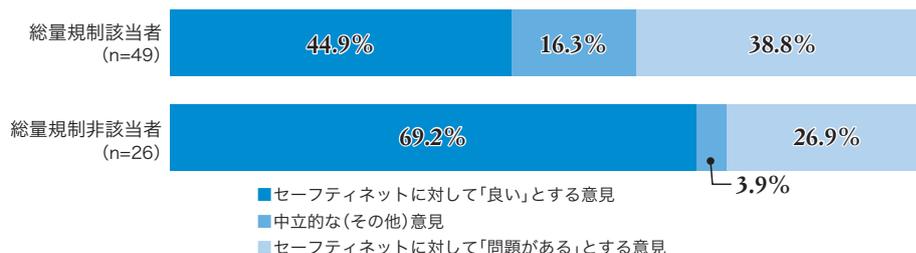
	回答数	%
セーフティネットに対して「良い」とする意見	40	53.3%
中立的な（その他）意見	9	12.0%
セーフティネットに対して「問題がある」とする意見	26	34.7%
合計	75	100.0%



(注1) 1つの意見に複数の内容が含まれるものは、複数の意見として分割した。

図表5-24 セーフティネットの利用経験がある借入利用者（総量規制該当者・非該当者）のセーフティネットに対する意見の分類

	総量規制該当者		総量規制非該当者	
	回答数	%	回答数	%
セーフティネットに対して「良い」とする意見	22	44.9%	18	69.2%
中立的な（その他）意見	8	16.3%	1	3.9%
セーフティネットに対して「問題がある」とする意見	19	38.8%	7	26.9%
合計	49	100.0%	26	100.0%



(注1) 1つの意見に複数の内容が含まれるものは、複数の意見として分割した。

⑦消費者金融会社の借入利用者が、総量規制の影響により新たな借入れができなくなった場合の行動

消費者金融会社の借入利用者に対し、総量規制の影響により新たな借入れができなくなった場合の行動について調査したところ、「生活費を切り詰めて（現在の生活水準を落として）現在の借入金を返済する」が68.7%と最も高く、次いで「アルバイト等により収入を増やす」が30.9%、「生活水準を落とさず、毎月のやりくりの中で、現在の借入金を返済する」が28.8%と続く。一方、「返済をあきらめて、自己破産・債務整理（過払金の返還請求を含む）の手続きを申請する」（19.8%）、「家族や親族、友人・知人から借りる」（17.6%）も一定の割合を占めた。

図表5-25 消費者金融会社の借入利用者が、新たな借入れができなくなった場合の行動（複数回答）

(n=635)

選択肢	回答数	回答率
生活費を切り詰めて（現在の生活水準を落として）、現在の借入金を返済する	436	68.7%
アルバイト等により収入を増やす（配偶者のパート等含め）	196	30.9%
生活水準を落とさず、毎月のやりくりの中で、現在の借入金を返済する	183	28.8%
返済をあきらめて、自己破産・債務整理（過払金の返還請求を含む）の手続きを申請する	126	19.8%
返済ができないため、他者・相談窓口相談する	122	19.2%
家族や親族、友人・知人から借りる	112	17.6%
保有資産を売却する	68	10.7%
税金や公共料金の支払い繰り延べにより資金を捻出する	52	8.2%
取引先への支払い繰り延べにより資金を捻出する	38	6.0%
その他資金調達先業者を利用して資金を捻出する	37	5.8%
事業の規模を縮小し、資金を捻出する	20	3.1%
ヤミ金融等非正規業者から借りる	12	1.9%
その他	9	1.4%
わからない	25	3.9%

(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

⑧借入完済者について

●借入金の完済方法

過去に消費者金融会社やクレジットカード会社・信販会社から借入れたことがあり、現在は借入残高がない借入完済者に対し、完済方法について調査したところ、「約定通りに返済を行って完済した」が84.6%となった。

図表5-26 借入完済者の借入金完済方法（複数回答）

(n=20,672)

選択肢	回答数	回答率
約定通りに返済を行って完済した	17,489	84.6%
預貯金を取り崩して返済した	2,270	11.0%
家族や親族から借入れをして返済した	1,456	7.0%
自己破産等法的な債務整理を行った	1,051	5.1%
過払金返還請求を行った	606	2.9%
資産（不動産、有価証券等）を売却して返済した	358	1.7%
友人や知人から借入れをして返済した	217	1.0%

(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

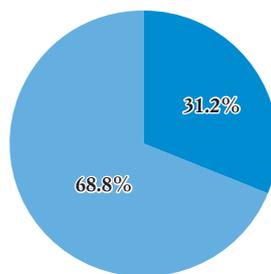
●借入ピーク時の借入残高が総量規制に該当していたかどうか

「約定通りに返済を行って完済した」とした借入完済者のうち、31.2%は、「借入ピーク時の借入残高が当時の年収の3分の1を超えていた」と回答した。

図表5-27 借入完済者の借入ピーク時の借入残高と、当時の年収に占める割合

(n=510)

選択肢	回答数	%
ピーク時の借入額が 年収の3分の1を超える方	159	31.2%
ピーク時の借入額が 年収の3分の1以下の方	351	68.8%
合計	510	100.0%



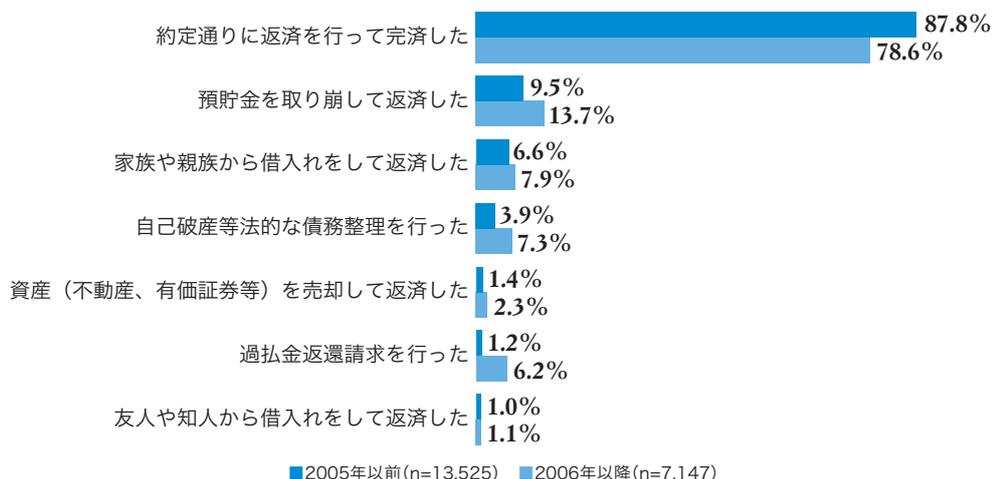
■ピーク時の借入額が年収の3分の1を超える方
■ピーク時の借入額が年収の3分の1以下の方

●完済時期による完済方法の違いについて

平成17年以前に完済した借入完済者と改正貸金業法^(※1)が成立した平成18年以降に完済した借入完済者の完済方法について比較を行ったところ、「約定通りに返済を行って完済した」が平成17年以前の借入完済者では87.8%に対して、平成18年以降の借入完済者では78.6%と9.2ポイント減少している。一方、「自己破産等法的な債務整理を行った」という回答は平成17年以前の借入完済者では3.9%であったのが、平成18年以降の借入完済者では7.3%（同3.4ポイント上昇）、「過払金返還請求を行った」という回答は平成17年以前の借入完済者では1.2%であったのが、平成18年以降の借入完済者では6.2%（同5.0ポイント上昇）となった。

図表5-28 借入完済者の借入金完済方法（複数回答）

選択肢	平成17年以前		平成18年以降	
	回答数	回答率	回答数	回答率
約定通りに返済を行って完済した	11,875	87.8%	5,614	78.6%
預貯金を取り崩して返済した	1,290	9.5%	980	13.7%
家族や親族から借入れをして返済した	888	6.6%	568	7.9%
自己破産等法的な債務整理を行った	529	3.9%	522	7.3%
資産（不動産、有価証券等）を売却して返済した	195	1.4%	163	2.3%
過払金返還請求を行った	166	1.2%	440	6.2%
友人や知人から借入れをして返済した	138	1.0%	79	1.1%
回答者数	13,525	-	7,147	-



(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

(※1) 平成18年12月13日、「上限金利の引下げ」、「総量規制の導入」、「貸金業の適正化」等を柱に、「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、同年12月20日に公布され段階的に施行されている。平成22年6月までに「みなし弁済」廃止、出資法上限金利の引下げ、総量規制導入、財産的基礎要件引上げ（5,000万円）等の改正貸金業法が完全施行される予定。

3 ヤミ金融被害の状況について

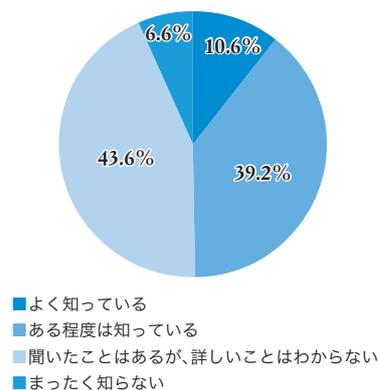
① ヤミ金融の認知と利用の想起

借入利用者に対し、ヤミ金融の認知度について調査したところ、“知っている”と回答した割合は「よく知っている」(10.6%)、「ある程度は知っている」(39.2%)をあわせて49.8%となり、利用を考えたことがあるかどうかについて調査したところ、「考えたことがある」が10.6%、「考えたことはない」が89.4%となった。

図表5-29 借入利用者のヤミ金融に関する認知度

(n=2,000)

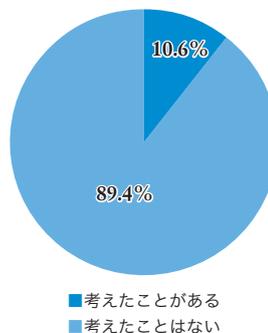
選択肢	回答数	%
よく知っている	212	10.6%
ある程度は知っている	784	39.2%
聞いたことはあるが、詳しいことはわからない	872	43.6%
まったく知らない	132	6.6%
合計	2,000	100.0%



図表5-30 借入利用者のヤミ金融の利用の想起

(n=2,000)

選択肢	回答数	%
考えたことがある	211	10.6%
考えたことはない	1,789	89.4%
合計	2,000	100.0%



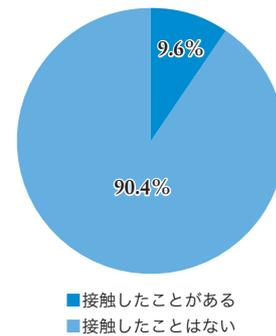
②ヤミ金融への接触の有無と利用経験の有無

借入利用者に対し、ヤミ金融の接触の有無について調査したところ、「接触したことがある」が9.6%、「接触したことはない」が90.4%となった。また、ヤミ金融の利用経験の有無について調査したところ、「利用したことがある」と回答した割合は、「利用したことがある（現在残高あり）」（1.4%）、「利用したことがある（現在残高なし）」（3.7%）をあわせて5.1%となっており、「利用したことはない」が94.9%となった^(※1)。

図表5-31 借入利用者のヤミ金融の接触の有無

(n=2,000)

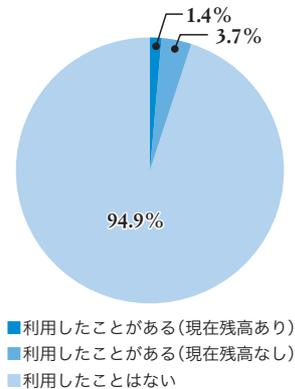
選択肢	回答数	%
接触したことがある	191	9.6%
接触したことはない	1,809	90.4%
合計	2,000	100.0%



図表5-32 借入利用者のヤミ金融の利用経験の有無

(n=2,000)

選択肢	回答数	%
利用したことがある（現在残高あり）	28	1.4%
利用したことがある（現在残高なし）	74	3.7%
利用したことはない	1,898	94.9%
合計	2,000	100.0%

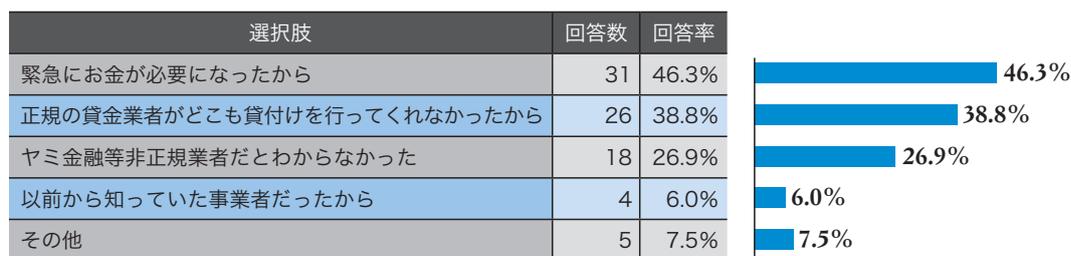


(※1) ヤミ金融の利用経験を借入経験者（貸金業者以外からの借入れも含む）全体で見ると、平成21年2月に公表した「資金需要者等の現状と動向に関する調査」では、借入経験者（貸金業者以外からの借入れも含む3,177名）のうち、ヤミ金融を利用したことがあると回答した割合は3.3%（104名）となっており、今回の調査では、借入経験者（貸金業者以外からの借入れも含む15,813名）のうち、ヤミ金融を利用したことがあると回答した割合は、3.8%（604名）となった。

③ヤミ金融からの借入理由

ヤミ金融から借入れした理由については、「緊急にお金が必要になったから」が46.3%と最も高く、次いで「正規の貸金業者がどこも貸付けを行ってくれなかったから」が38.8%となった。

図表5-33 借入利用者におけるヤミ金融からの借入理由（複数回答）



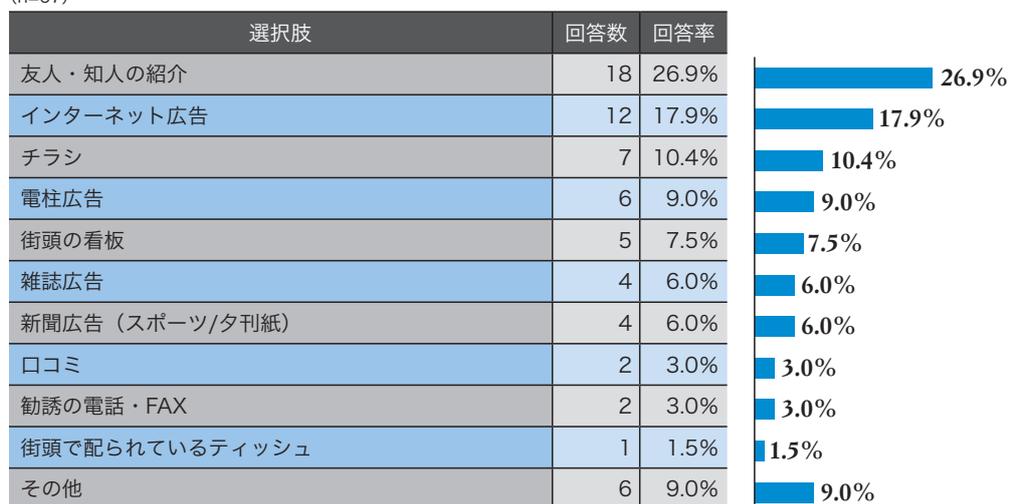
(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

④ヤミ金融を知るきっかけとなった認知媒体

ヤミ金融を知るきっかけとなった認知媒体では、「友人・知人の紹介」(26.9%)、「インターネット広告」(17.9%)が上位を占めた。

図表5-34 借入利用者におけるヤミ金融の認知媒体（複数回答）

(n=67)



(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

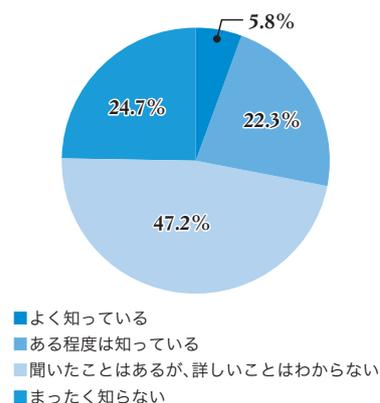
⑤クレジットカードショッピング枠現金化業者等^(*1)の認知と利用の想起

借入利用者に対し、クレジットカードのショッピング枠の現金化業者等の認知について調査したところ、「知っている」と回答した割合は「よく知っている」(5.8%)、「ある程度は知っている」(22.3%)をあわせて28.1%となり、利用を考えたことがあるかどうかについて調査したところ、「考えたことがある」が9.9%、「考えたことはない」が90.1%となった。

図表5-35 借入利用者のクレジットカードのショッピング枠現金化業者等の認知度

(n=2,000)

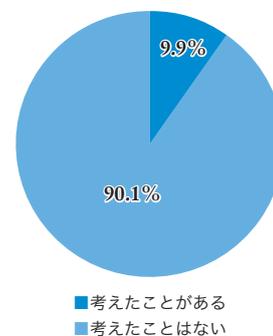
選択肢	回答数	%
よく知っている	116	5.8%
ある程度は知っている	445	22.3%
聞いたことはあるが、詳しいことはわからない	943	47.2%
まったく知らない	496	24.7%
合計	2,000	100.0%



図表5-36 借入利用者のクレジットカードのショッピング枠現金化業者等の利用の想起

(n=2,000)

選択肢	回答数	%
考えたことがある	198	9.9%
考えたことはない	1,802	90.1%
合計	2,000	100.0%



(* 1) クレジットカードを利用して換金性の高い商品を購入させ、それを買い取り現金化する業者等を指す。このような換金目的の取引行為は、クレジットカード会社の会員規約に抵触することから、クレジットカード会員を退会させられる場合がある。

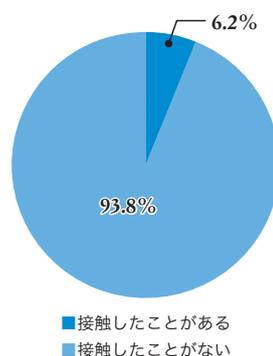
⑥クレジットカードショッピング枠現金化業者等への接触有無と利用経験の有無

借入利用者に対し、クレジットカードのショッピング枠の現金化業者等への接触の有無について調査したところ、「接触したことがある」が6.2%、「接触したことがない」が93.8%となり、利用の有無について調査したところ、「利用したことがある」と回答した割合は、「利用したことがある（現在残高あり）」（1.3%）、「利用したことがある（現在残高なし）」（2.3%）をあわせて3.6%となった。

図表5-37 借入利用者のクレジットカードのショッピング枠現金化業者等への接触の有無

(n=2,000)

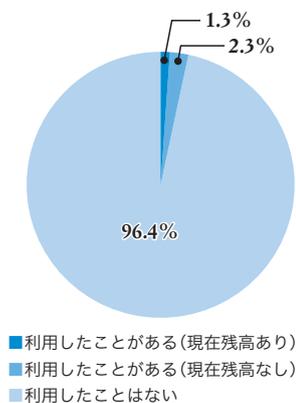
選択肢	回答数	%
接触したことがある	124	6.2%
接触したことがない	1,876	93.8%
合計	2,000	100.0%



図表5-38 借入利用者のクレジットカードのショッピング枠現金化業者等の利用経験の有無

(n=2,000)

選択肢	回答数	%
利用したことがある（現在残高あり）	26	1.3%
利用したことがある（現在残高なし）	46	2.3%
利用したことはない	1,928	96.4%
合計	2,000	100.0%



3 事業者向けアンケート調査結果

1 申込み・利用の状況

①平成18年当時と比べた現在の経営環境について

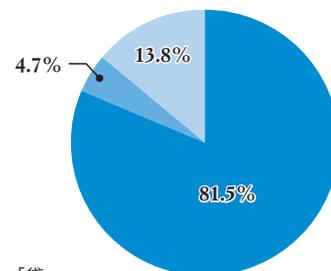
●企業経営者・個人事業主の経営環境

企業経営者・個人事業主の借入利用者に対し、改正貸金業法^(*)が成立した平成18年当時の自社の経営環境の変化等について調査したところ、「厳しくなった」が81.5%と最も高く、次いで「変化していない」が13.8%、「良くなった」が4.7%となった。

図表5-39 企業経営者・個人事業主の経営環境

(n=676)

選択肢	回答数	%
厳しくなった	551	81.5%
良くなった	32	4.7%
変化していない	93	13.8%
合計	676	100.0%



(*) 平成18年12月13日、「上限金利の引下げ」、「総量規制の導入」、「貸金業の適正化」等を柱に、「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、同年12月20日に公布され段階的に施行されている。平成22年6月までに「みなし弁済」廃止、出資法上限金利の引下げ、総量規制導入、財産的基礎要件引上げ（5,000万円）等の改正貸金業法が完全施行される予定。

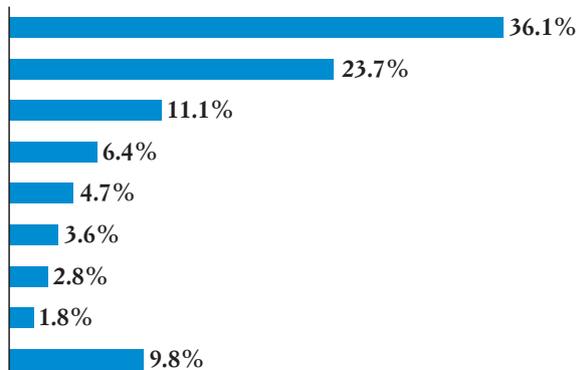
●「厳しくなった」経営環境の具体例

具体的にどのように厳しくなったかについては、「売上が減少した」（36.1%）、「仕事が減った」（23.7%）、「融資を受けにくくなった」（11.1%）といった内容が上位を占めた。

図表5-40 企業経営者・個人事業主で厳しくなった理由

(n=1,311)^(*)

選択肢	回答数	%
売上が減少した	473	36.1%
仕事が減った	311	23.7%
融資を受けにくくなった	146	11.1%
顧客が減った	84	6.4%
販売単価が低下した	62	4.7%
景気の悪化	47	3.6%
利益が減少した	37	2.8%
取引先の廃業・倒産	23	1.8%
その他	128	9.8%

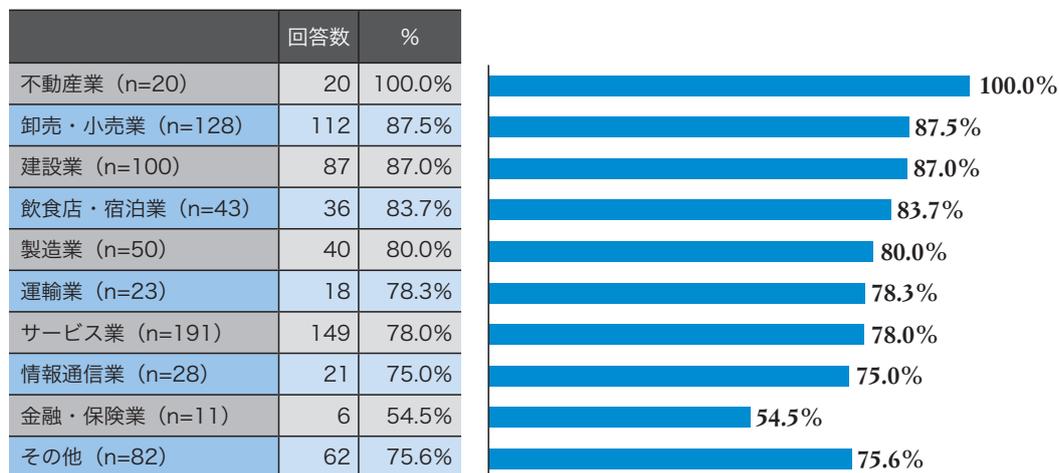


(*) 1 企業経営者および個人事業主のうち、厳しくなったと回答した 1,311 名。

●業種別に見た経営環境

業種別に見てみると、「不動産業」(100%)、「卸売・小売業」(87.5%)、「建設業」(87.0%)で「厳しくなった」と回答した割合が高かった。

図表5-41 企業経営者・個人事業主で「厳しくなった」と回答した割合(業種別)

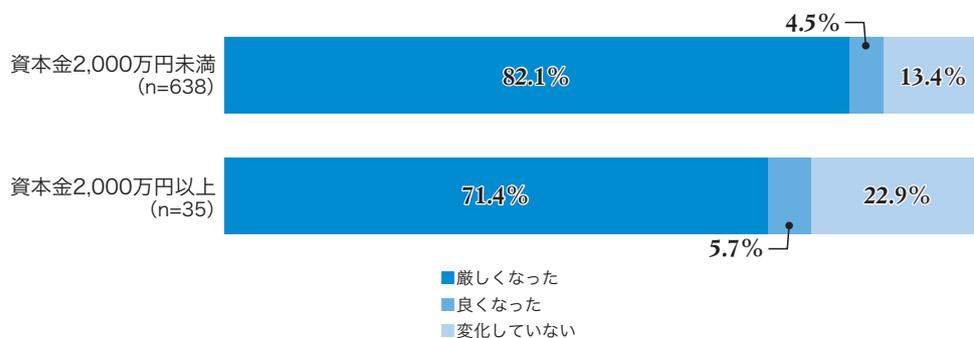


●事業規模別に見た経営環境

事業規模別では、「厳しくなった」と回答した割合は、資本金2,000万円以上の事業者で71.4%であった。一方、資本金2,000万円未満の事業者では82.1%となった。

図表5-42 事業規模別に見た企業経営者の経営環境

選択肢	資本金2,000万円未満		資本金2,000万円以上	
	回答数	%	回答数	%
厳しくなった	524	82.1%	25	71.4%
良くなった	29	4.5%	2	5.7%
変化していない	85	13.4%	8	22.9%
合計	638	100.0%	35	100.0%



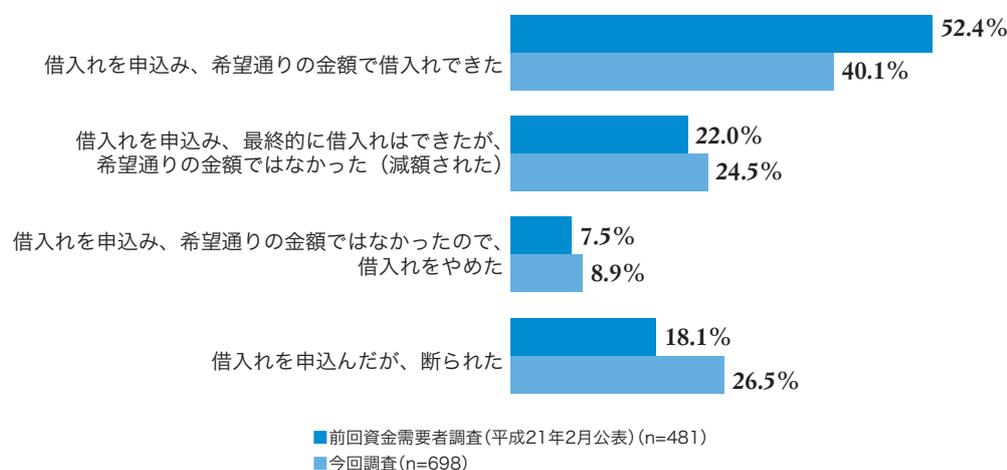
②借入申込結果について

●直近1年間の借入申込結果

直近1年間で貸金業者へ借入れを申込んだ企業経営者・個人事業主のうち、「借入れを申込み、希望通りの金額で借入れできた」と回答した割合は40.1%（前回資金需要者調査^(*1)結果と比べて12.3ポイント減少）となった。一方、「借入れを申込み、希望通りの金額ではなかったため、借入れをやめた」（8.9%）、「借入れを申込んだが、断られた」（26.5%）と回答した割合は35.4%（同9.8ポイント上昇）となった。

図表5-43 企業経営者・個人事業主の借入申込結果

選択肢	前回資金需要者調査 (平成21年2月公表)		今回調査	
	回答数	%	回答数	%
借入れを申込み、希望通りの金額で借入れできた	252	52.4%	280	40.1%
借入れを申込み、最終的に借入れはできたが、希望通りの金額ではなかった（減額された）	106	22.0%	171	24.5%
借入れを申込み、希望通りの金額ではなかったため、借入れをやめた	36	7.5%	62	8.9%
借入れを申込んだが、断られた	87	18.1%	185	26.5%
合計	481	100.0%	698	100.0%



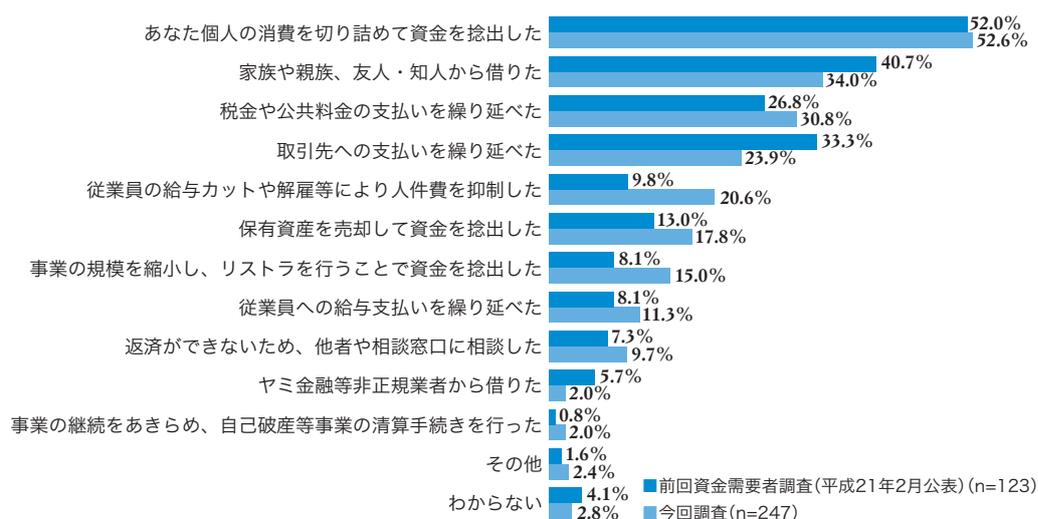
(*1) 平成21年2月に公表した「資金需要者等の現状と動向に関する調査」報告。

●直近1年間で借入を断念した後の行動

「借入をやめた/断られた」とした回答者に、その後の行動について調査したところ、「あなた個人の消費を切り詰めて資金を捻出した」が52.6%（前回資金需要者調査^(*)）結果と比べてほぼ横ばい）と最も多く、次いで「家族や親族、友人・知人から借りた」が34.0%（同6.7ポイント減少）、「税金や公共料金の支払いを繰り延べた」が30.8%（同4.0ポイント上昇）となった。一方、「事業の規模を縮小し、リストラを行うことで資金を捻出した」（15.0%）や「従業員への給与支払いを繰り延べた」（11.3%）といった回答も見られた。

図表5-44 企業経営者・個人事業主の借入を断念した後の行動（複数回答）

選択肢	前回資金需要者調査 (平成21年2月公表)		今回調査	
	回答数	回答率	回答数	回答率
あなた個人の消費を切り詰めて資金を捻出した	64	52.0%	130	52.6%
家族や親族、友人・知人から借りた	50	40.7%	84	34.0%
税金や公共料金の支払いを繰り延べた	33	26.8%	76	30.8%
取引先への支払いを繰り延べた	41	33.3%	59	23.9%
従業員の給与カットや解雇等により人件費を抑制した	12	9.8%	51	20.6%
保有資産を売却して資金を捻出した	16	13.0%	44	17.8%
事業の規模を縮小し、リストラを行うことで資金を捻出した	10	8.1%	37	15.0%
従業員への給与支払いを繰り延べた	10	8.1%	28	11.3%
返済ができないため、他者や相談窓口相談した	9	7.3%	24	9.7%
ヤミ金融等非正規業者から借りた	7	5.7%	5	2.0%
事業の継続をあきらめ、自己破産等事業の清算手続きを行った	1	0.8%	5	2.0%
その他	2	1.6%	6	2.4%
わからない	5	4.1%	7	2.8%
回答者数	123	-	247	-



(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

(*) 平成21年2月に公表した「資金需要者等の現状と動向に関する調査」報告。

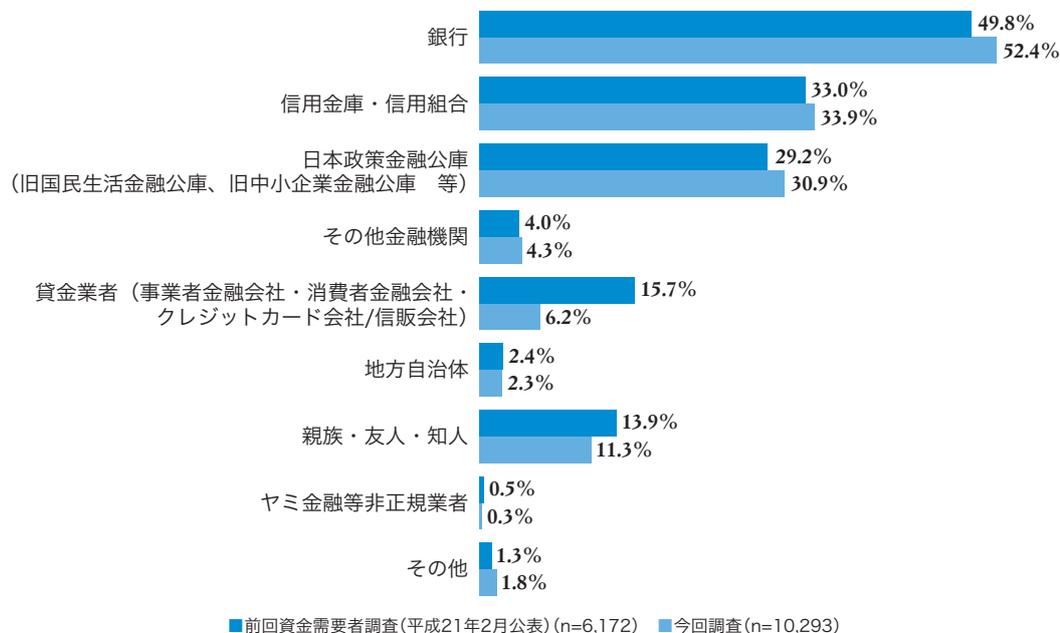
③貸金業者の事業者への貸付状況についての調査結果

●資本金2,000万円未満の企業・個人事業主の借入先

企業経営者・個人事業主のうち、資本金2,000万円未満の事業者に対し、事業性資金の借入先について調査したところ、「銀行」が52.4%と最も高く、前回資金需要者調査^(※1)の結果と比較してほぼ横ばいとなった。一方、「貸金業者」は6.2%と同9.5ポイント減少となった。

図表5-45 資本金2,000万円未満の事業者の事業性資金の借入先（複数回答）

選択肢	前回資金需要者調査 (平成21年2月公表)		今回調査	
	回答数	回答率	回答数	回答率
銀行	3,075	49.8%	5,391	52.4%
信用金庫・信用組合	2,036	33.0%	3,490	33.9%
日本政策金融公庫 (旧国民生活金融公庫、旧中小企業金融公庫 等)	1,802	29.2%	3,181	30.9%
その他金融機関	245	4.0%	447	4.3%
貸金業者（事業者金融会社・消費者金融会社・ クレジットカード会社/信販会社）	969	15.7%	638	6.2%
地方自治体	150	2.4%	235	2.3%
親族・友人・知人	860	13.9%	1,162	11.3%
ヤミ金融等非正規業者	32	0.5%	26	0.3%
その他	83	1.3%	188	1.8%
回答者数	6,172	-	10,293	-



(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

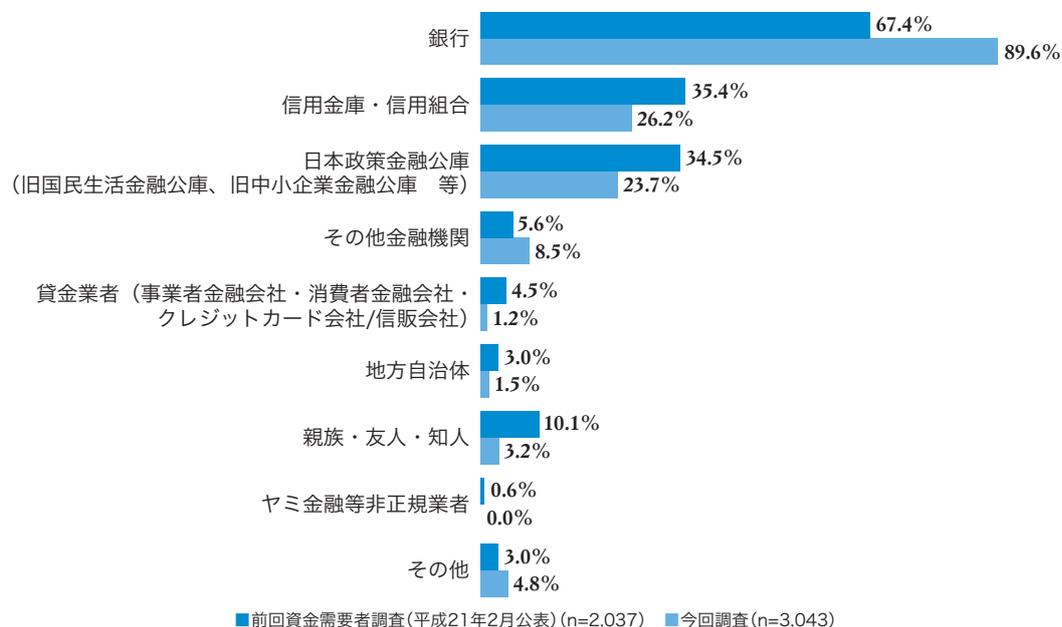
(※1) 平成21年2月に公表した「資金需要者等の現状と動向に関する調査」報告。

●資本金2,000万円以上の企業の借入先

資本金 2,000 万円以上の事業者による事業性資金の借入先では、「銀行」が 89.6%と前回資金需要者調査^(*)結果と比較して 22.2 ポイント上昇した。一方、「貸金業者」は 1.2%と同 3.3 ポイント減少となった。

図表5-46 資本金2,000万円以上の事業者の事業性資金の借入先（複数回答）

選択肢	前回資金需要者調査 (平成21年2月公表)		今回調査	
	回答数	回答率	回答数	回答率
銀行	1,372	67.4%	2,728	89.6%
信用金庫・信用組合	721	35.4%	797	26.2%
日本政策金融公庫 (旧国民生活金融公庫、旧中小企業金融公庫 等)	703	34.5%	721	23.7%
その他金融機関	114	5.6%	258	8.5%
貸金業者（事業者金融会社・消費者金融会社・ クレジットカード会社/信販会社）	91	4.5%	35	1.2%
地方自治体	62	3.0%	47	1.5%
親族・友人・知人	206	10.1%	96	3.2%
ヤミ金融等非正規業者	13	0.6%	1	0.0%
その他	62	3.0%	145	4.8%
回答者数	2,037	-	3,043	-



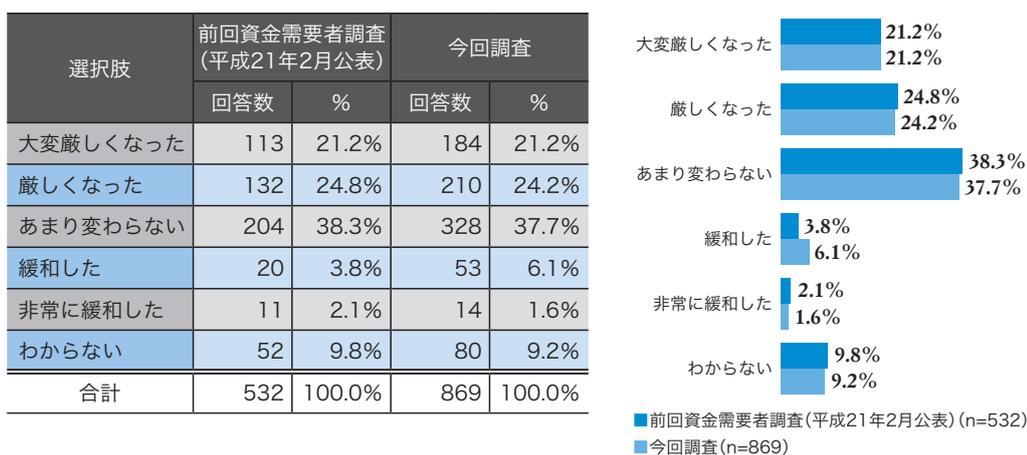
(注 1) 複数回答のため、n は一致しない。

(*) 平成 21 年 2 月に公表した「資金需要者等の現状と動向に関する調査」報告。

●銀行の融資姿勢

企業経営者・個人事業主に対し、銀行の融資姿勢について調査したところ、“厳しくなった”と回答した割合は、「大変厳しくなった」(21.2%)、「厳しくなった」(24.2%)をあわせて45.4%（前回資金需要者調査^(※1)結果とほぼ横ばい）となった。

図表5-47 銀行の融資姿勢（企業経営者・個人事業主）

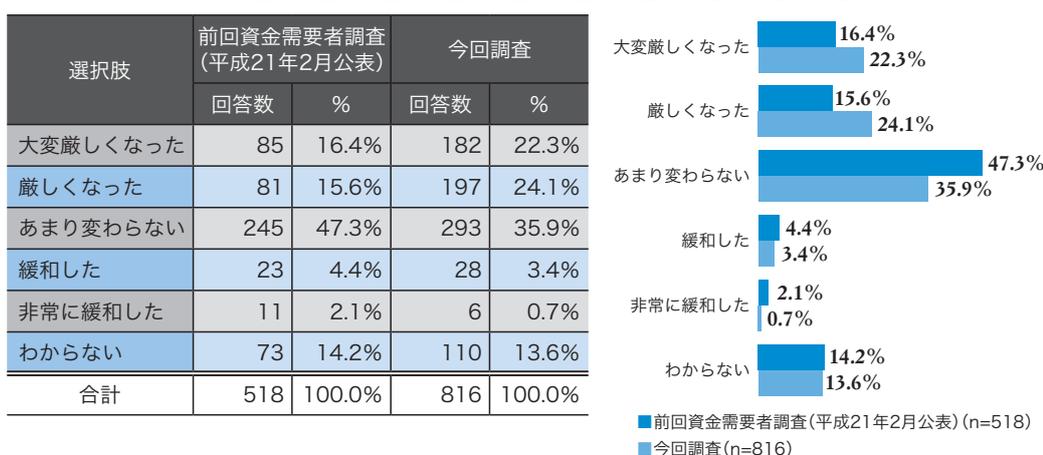


(※1) 平成21年2月に公表した「資金需要者等の現状と動向に関する調査」報告。

●貸金業者の融資姿勢

一方、貸金業者の融資姿勢については、“厳しくなった”と回答した割合は、「大変厳しくなった」(22.3%)、「厳しくなった」(24.1%)をあわせて46.4%と、前回資金需要者調査^(※1)結果と比較して14.4ポイント上昇した。

図表5-48 貸金業者の融資姿勢（企業経営者・個人事業主）



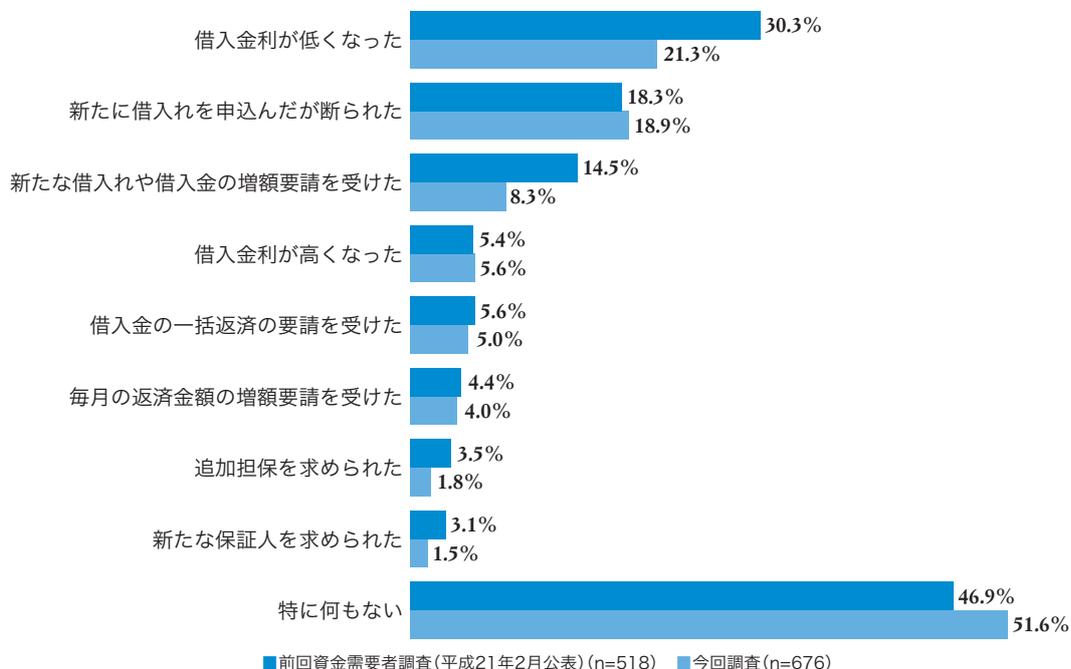
(※1) 平成21年2月に公表した「資金需要者等の現状と動向に関する調査」報告。

●貸金業者との取引状況

直近1年間の貸金業者との取引動向について調査したところ、「借入金利が低くなった」が21.3%（前回資金需要者調査^(*1)結果と比較して9.0ポイント減少）、「新たな借入れや借入金の増額要請を受けた」が8.3%（同6.2ポイント減少）となり、借りる側にとって有利な取引項目が減少している。一方、「新たに借入れを申込んだが断られた」と回答した割合は18.9%（同ほぼ横ばい）となった。

図表5-49 貸金業者との取引状況（企業経営者・個人事業主）（複数回答）

選択肢	前回資金需要者調査 (平成21年2月公表)		今回調査	
	回答数	回答率	回答数	回答率
借入金利が低くなった	157	30.3%	144	21.3%
新たに借入れを申込んだが断られた	95	18.3%	128	18.9%
新たな借入れや借入金の増額要請を受けた	75	14.5%	56	8.3%
借入金利が高くなった	28	5.4%	38	5.6%
借入金の一括返済の要請を受けた	29	5.6%	34	5.0%
毎月の返済金額の増額要請を受けた	23	4.4%	27	4.0%
追加担保を求められた	18	3.5%	12	1.8%
新たな保証人を求められた	16	3.1%	10	1.5%
特に何も無い	243	46.9%	349	51.6%
回答者数	518	-	676	-



(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

(*1) 平成21年2月に公表した「資金需要者等の現状と動向に関する調査」報告。

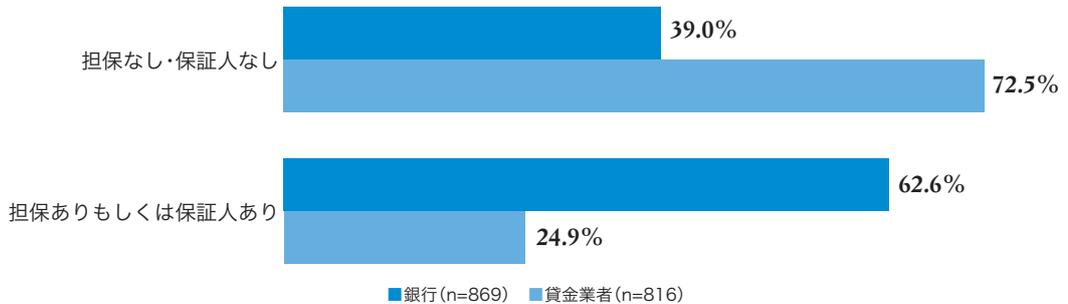
④借入れにおける担保状況・利用目的についての調査結果

●借入れにおける担保状況

企業経営者・個人事業主に対し、借入れに際しての担保有無について調査したところ、銀行からの借入れにおいては、「担保ありもしくは保証人あり」が62.6%となった。一方、貸金業者では、「担保なし・保証なし」が72.5%となった。

図表5-50 借入れにおける担保の状況（企業経営者・個人事業主）（複数回答）

選択肢	銀行からの借入れ		貸金業者からの借入れ	
	回答数	回答率	回答数	回答率
担保なし・保証人なし	339	39.0%	592	72.5%
担保ありもしくは保証人あり	544	62.6%	203	24.9%
回答者数	869	-	816	-



(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

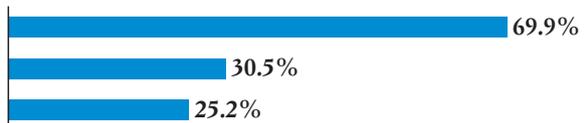
●貸金業者からの借入目的

貸金業者からの借入目的について調査したところ、「運転資金」が69.9%、「設備資金」が30.5%、「その他の資金」が25.2%となった。

図表5-51 借入れにおける担保の状況（企業経営者・個人事業主）（複数回答）

(n=816)

選択肢	回答数	回答率
運転資金	570	69.9%
設備資金	249	30.5%
その他の資金	206	25.2%
回答者数	816	—



(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

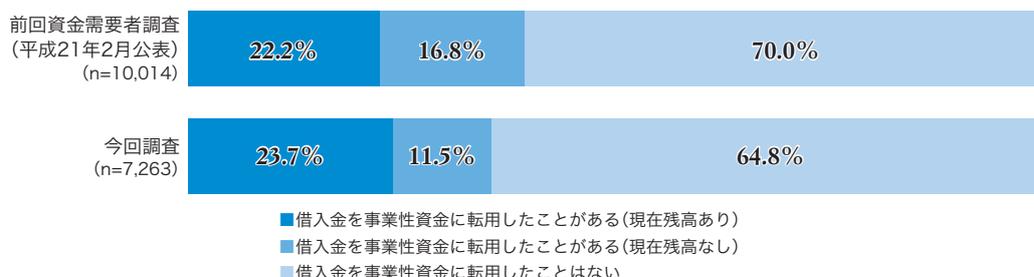
⑤個人での借入金の事業性資金転用についての調査結果

●個人での借入金の事業性資金転用割合

企業経営者・個人事業主に対し、個人での借入金を事業性資金に転用した経験の有無について調査したところ、35.2%が「借入金を事業性資金に転用したことがある」と回答し、前回資金需要者調査^(※1)結果と比較してほぼ横ばいとなった。

図表5-52 個人での借入金の事業性資金転用割合（企業経営者・個人事業主）

選択肢	前回資金需要者調査 (平成21年2月公表)		今回調査	
	回答数	%	回答数	%
借入金を事業性資金に転用したことがある（現在残高あり）	2,229	22.2%	1,722	23.7%
借入金を事業性資金に転用したことがある（現在残高なし）	1,686	16.8%	835	11.5%
借入金を事業性資金に転用したことはない	6,099	70.0%	4,706	64.8%
合計	10,014	100.0%	7,263	100.0%



(※1) 平成21年2月に公表した「資金需要者等の現状と動向に関する調査」報告。

●個人での借入金の事業性資金転用目的

個人での借入金を事業性資金へ転用した目的としては、「仕入先への支払い」が47.3%と最も高く、次いで「銀行への返済」が36.3%、「社員の給与支払い」が30.3%となった。

図表5-53 個人での借入金の事業性資金転用目的（企業経営者・個人事業主）（複数回答）

選択肢	回答数	回答率
仕入先への支払いに際し、不足分を補った	517	47.3%
銀行への返済に際し、不足分を補った	396	36.3%
社員の給与支払いに際し、不足分を補った	331	30.3%
事業における投資に際し、不足分を補った	284	26.0%
事業性ローンの返済に際し、不足分を補った	228	20.9%
その他	51	4.7%
回答者数	1,092	—

(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

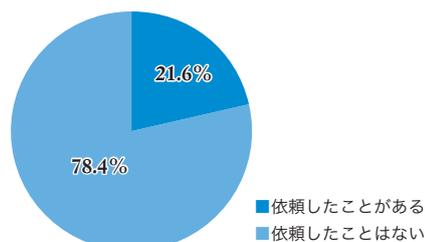
● 第三者への事業性資金向借入依頼について

第三者に対して「他から借入れを行って、その借入金を自分に貸して欲しい（事業性資金として使用するため）」と依頼した経験の有無について調査したところ、21.6%が「依頼したことがある」と回答し、依頼先の内訳は「家族」が51.1%と最も高く、次いで「友人・知人」が32.3%、「会社の共同経営者」が24.6%となった。

図表5-54 第三者への事業性資金向借入依頼有無（企業経営者・個人事業主）

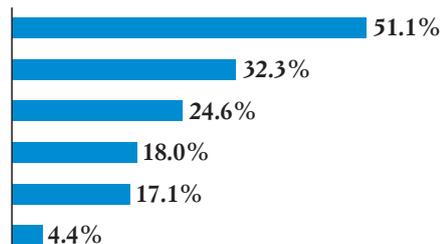
(n=1,675)

選択肢	回答数	%
依頼したことがある	362	21.6%
依頼したことはない	1,313	78.4%
合計	1,675	100.0%



図表5-55 事業性資金向借入依頼先（企業経営者・個人事業主）（複数回答）

選択肢	回答数	回答率
家族	185	51.1%
友人・知人	117	32.3%
あなたの会社の共同経営者	89	24.6%
取引先	65	18.0%
あなたの会社または所属する会社の従業員	62	17.1%
その他	16	4.4%
回答者数	362	—



(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

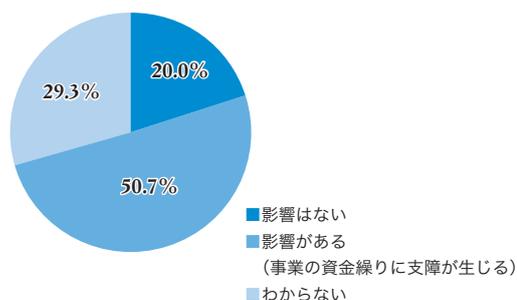
● 総量規制の事業への影響度

総量規制に該当し、個人としての借入れができなくなった場合の事業の資金繰りへの影響度合いについて調査したところ、「影響がある（事業の資金繰りに支障が生じる）」と回答した割合は、50.7%となった。

図表5-56 総量規制の事業への影響度（企業経営者・個人事業主）

(n=676)

選択肢	回答数	%
影響はない	135	20.0%
影響がある（事業の資金繰りに支障が生じる）	343	50.7%
わからない	198	29.3%
合計	676	100.0%



⑥貸金業者の今後の利用意向についての調査結果

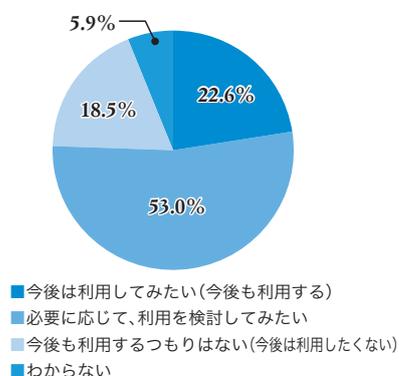
●企業経営者・個人事業主の利用意向

企業経営者・個人事業主の借入利用者に対し、貸金業者の今後の利用意向について調査したところ、「利用したい」と回答した割合は、「今後は利用してみたい」(22.6%)、「必要に応じて、利用を検討してみたい」(53.0%)をあわせて75.6%となった。その理由としては、「無担保で借入れができるから」が50.9%と最も高く、次いで「保証人を立てる必要がないから」が43.2%、「手続きが簡単だから」が43.1%、「銀行・信用金庫・信用組合等から借入れができないから(できなくなるかもしれないから)」が36.0%となった。

図表5-57 貸金業者の今後の利用意向(企業経営者・個人事業主)

(n=676)

選択肢	回答数	%
今後は利用してみたい(今後も利用する)	153	22.6%
必要に応じて、利用を検討してみたい	358	53.0%
今後も利用するつもりはない(今後は利用したくない)	125	18.5%
わからない	40	5.9%
合計	676	100.0%



図表5-58 貸金業者を利用したい理由(企業経営者・個人事業主)(複数回答)

(n=511)

選択肢	回答数	回答率
無担保で借入れができるから	260	50.9%
保証人を立てる必要がないから	221	43.2%
手続きが簡単だから	220	43.1%
銀行・信用金庫・信用組合等から借入れができないから(できなくなるかもしれないから)	184	36.0%
小額でも借入れができるから	175	34.2%
審査が早いから	143	28.0%
短期間でも借入れができるから	134	26.2%
インターネットで手続きができるから	107	20.9%
貸金業者以外に借入先がないから	47	9.2%
なじみがあるから	31	6.1%
友人や知人の紹介があるから	7	1.4%
その他	12	2.3%
回答者数	511	—

(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

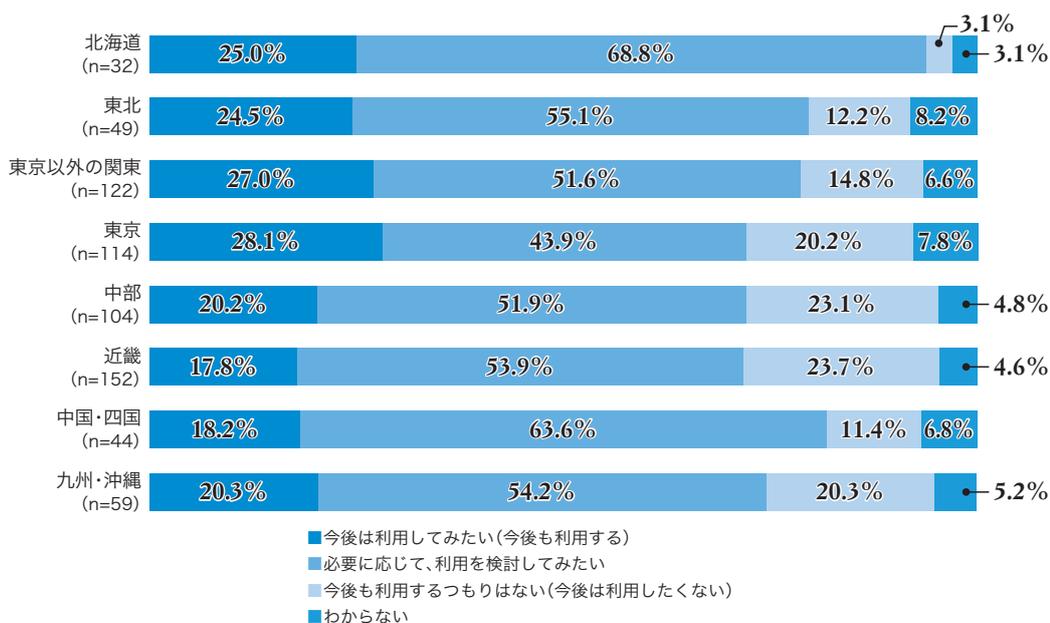
●地域別に見た利用意向

地域別に利用意向を見てみると、“今後は利用してみたい（「必要に応じて、利用を検討してみたい」を含む）”と回答した割合は、「東京」（72.0%）、「中部」（72.1%）、「近畿」（71.7%）、「九州・沖縄」（74.5%）となった。一方、「北海道」では93.8%となった。

図表5-59 貸金業者の今後の利用意向（地域別）

選択肢	北海道		東北		東京以外の関東		東京	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
今後は利用してみたい (今後も利用する)	8	25.0%	12	24.5%	33	27.0%	32	28.1%
必要に応じて、 利用を検討してみたい	22	68.8%	27	55.1%	63	51.6%	50	43.9%
今後も利用するつもりはない (今後は利用したくない)	1	3.1%	6	12.2%	18	14.8%	23	20.2%
わからない	1	3.1%	4	8.2%	8	6.6%	9	7.8%
合計	32	100.0%	49	100.0%	122	100.0%	114	100.0%

選択肢	中部		近畿		中国・四国		九州・沖縄	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
今後は利用してみたい (今後も利用する)	21	20.2%	27	17.8%	8	18.2%	12	20.3%
必要に応じて、 利用を検討してみたい	54	51.9%	82	53.9%	28	63.6%	32	54.2%
今後も利用するつもりはない (今後は利用したくない)	24	23.1%	36	23.7%	5	11.4%	12	20.3%
わからない	5	4.8%	7	4.6%	3	6.8%	3	5.2%
合計	104	100.0%	152	100.0%	44	100.0%	59	100.0%



2 貸金業法改正の認知状況

① 貸金業法改正に対する「意見」の傾向と具体例

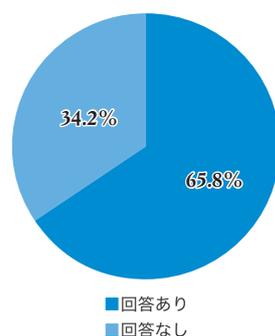
● 貸金業法改正への意見

企業経営者・個人事業主の借入利用者の、貸金業法改正に対する自由意見を分析したところ、法改正に対して「問題がある」とする意見が45.8%と最も高く、次いで法改正に対して「良い」とする意見が25.6%、「中立的（その他）」との意見が15.7%、「よくわからない」とする意見が12.9%となった。

図表5-60 企業経営者・個人事業主の借入利用者の貸金業法改正に対する意見の回答状況

(n=1,675)

	回答数	%
回答あり	1,102	65.8%
回答なし	573	34.2%
合計	1,675	100.0%

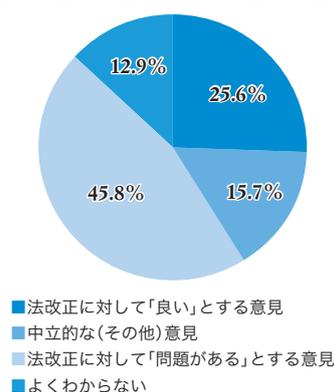


意見の分類	定義
法改正に対して「良い」とする意見	「良いと思う」、「仕方が無い」、「もっと早くして欲しかった」等、貸金業法改正に対して、良い印象を持っていると考えられる意見
中立的な（その他）意見	「あまり関係ない」等、貸金業法改正について、直接的に関係しない意見
法改正に対して「問題がある」とする意見	「見直して欲しい」、「困る」、「ヤミ金融の被害が増える」、「もっと周知して欲しい」等、貸金業法改正に対して、「問題がある」とする意見

図表5-61 企業経営者・個人事業主の借入利用者の貸金業法改正に対する意見の分類

(n=1,102)

	回答数	%
法改正に対して「良い」とする意見	298	25.6%
中立的な（その他）意見	183	15.7%
法改正に対して「問題がある」とする意見	534	45.8%
よくわからない	150	12.9%
合計	1,165	100.0%



(注1) 1つの意見に複数の内容が含まれるものは、複数の意見として分割した。

● 法改正に対する意見の内訳

企業経営者・個人事業主の借入利用者の、法改正に対しての自由意見を分析したところ、「適正な法律ができた」（48.0%）、「グレーゾーン金利の廃止は大変意義がある」（10.1%）といった、法改正に対して「良い」とする意見がある。一方、「非常に厳しい内容だと思う」（21.5%）、「自営業者として借りにくくなり今後が不安」（18.4%）といった、法改正に対して「問題がある」とする意見も見られた。

図表5-62 企業経営者・個人事業主の借入利用者の法改正に対して「良い」とする意見の内訳

(n=298)

回答内容	回答数	%
適正な法律ができた	143	48.0%
グレーゾーン金利の廃止は大変意義がある	30	10.1%
悪質な業者に対する規制を強化してもらいたい	27	9.1%
借り入れしている身では厳しいが仕方がない	26	8.7%
多重債務者を減らすことができる	23	7.7%
総量規制は良いことだと思う	19	6.4%
消費者の役に立つ改正になってほしい	17	5.7%
もっと早く改正してほしい	9	3.0%
その他	4	1.3%

(注1) 1つの意見に複数の内容が含まれるものは、複数の意見として分割した。

図表5-63 企業経営者・個人事業主の借入利用者の法改正に対して「問題がある」とする意見の内訳

(n=534)

回答内容	回答数	%
非常に厳しい内容だと思う	115	21.5%
自営業者として借りにくくなり今後が不安	98	18.4%
もっと周知してほしい	63	11.8%
この改正はますます真綿で首をしめられるように資金繰りが厳しくなりそう	51	9.6%
借入れの制限が厳しくなり、ヤミ金融等に流れる人が増えるのではないかと思う	45	8.4%
資金難に陥る会社が増えそう	41	7.7%
返済能力がある新規事業に対し資金調達が極めて難しくなる	35	6.6%
手軽さが面倒くさくなる	26	4.9%
最近の経済情勢等を考慮した柔軟性の有る対応をしてほしい	21	3.9%
何で、クレジット会社に自分の所得を知らせなくてはいけないのか？	6	1.1%
その他	33	6.1%

(注1) 1つの意見に複数の内容が含まれるものは、複数の意見として分割した。

3 ヤミ金融被害の状況について

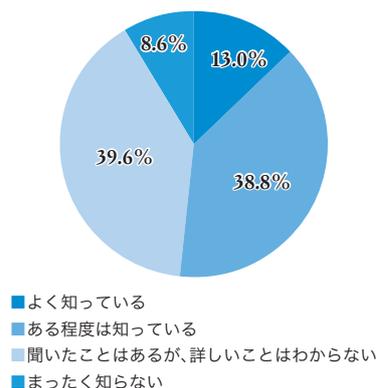
① ヤミ金融の認知と利用の想起

企業経営者・個人事業主の借入利用者に対し、ヤミ金融の認知度について調査したところ、“知っている”と回答した割合は「よく知っている」(13.0%)、「ある程度は知っている」(38.8%)をあわせて51.8%となり、利用を考えたことがあるかどうかについて調査したところ、「考えたことがある」が18.2%、「考えたことはない」が81.8%となった。

図表5-64 企業経営者・個人事業主の借入利用者のヤミ金融に関する認知度

(n=676)

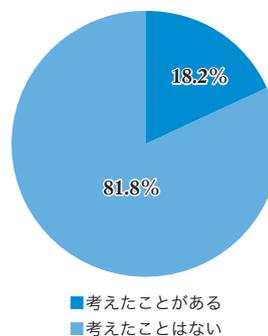
選択肢	回答数	%
よく知っている	88	13.0%
ある程度は知っている	262	38.8%
聞いたことはあるが、詳しいことはわからない	268	39.6%
まったく知らない	58	8.6%
合計	676	100.0%



図表5-65 企業経営者・個人事業主の借入利用者のヤミ金融の利用の想起

(n=676)

選択肢	回答数	%
考えたことがある	123	18.2%
考えたことはない	553	81.8%
合計	676	100.0%



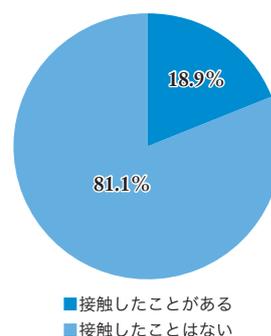
②ヤミ金融への接触の有無と利用経験の有無

企業経営者・個人事業主の借入利用者に対し、ヤミ金融の接触の有無について調査したところ、「接触したことがある」が18.9%、「接触したことはない」が81.1%となり、利用経験の有無について調査したところ、ヤミ金融を「利用したことがある」と回答した割合は、「利用したことがある（現在残高あり）」(2.4%)、「利用したことがある（現在残高なし）」(5.5%)をあわせて7.9%となっており、「利用したことはない」が92.1%となった。

図表5-66 企業経営者・個人事業主の借入利用者のヤミ金融への接触

(n=676)

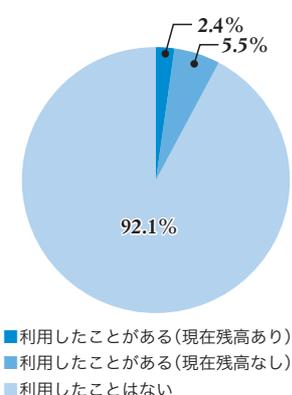
選択肢	回答数	%
接触したことがある	128	18.9%
接触したことはない	548	81.1%
合計	676	100.0%



図表5-67 企業経営者・個人事業主の借入利用者のヤミ金融の利用

(n=676)

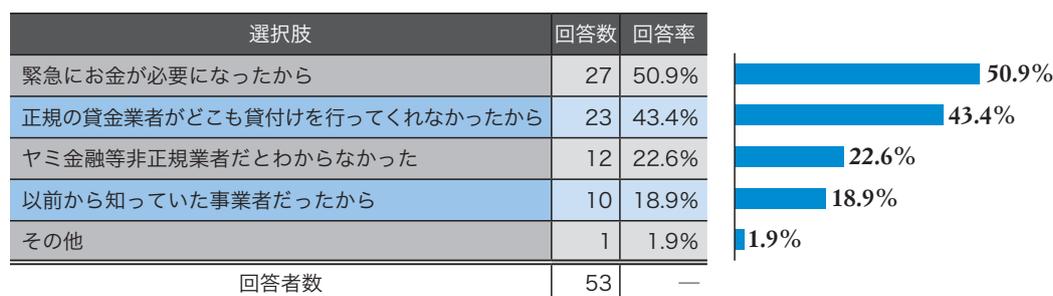
選択肢	回答数	%
利用したことがある（現在残高あり）	16	2.4%
利用したことがある（現在残高なし）	37	5.5%
利用したことはない	623	92.1%
合計	676	100.0%



③ヤミ金融からの借入理由

ヤミ金融から借入れした理由については、「緊急にお金が必要になったから」が50.9%と最も高く、次いで「正規の貸金業者がどこも貸付けを行ってくれなかったから」が43.4%となった。

図表5-68 企業経営者・個人事業主の借入利用者のヤミ金融からの借入理由（複数回答）

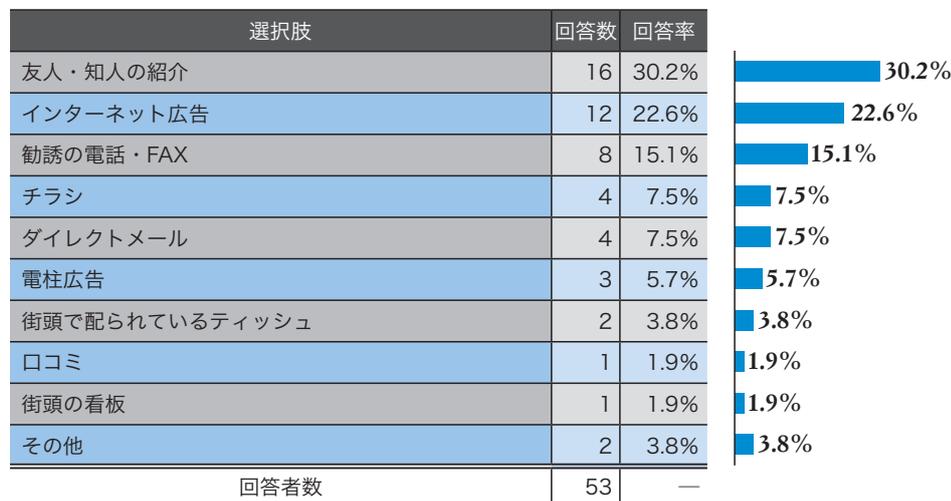


(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

④ヤミ金融を知るきっかけとなった認知媒体

ヤミ金融を知るきっかけとなった認知媒体では、「友人・知人の紹介」(30.2%)、「インターネット広告」(22.6%)、「勧誘の電話・FAX」(15.1%)が上位を占めた。

図表5-69 企業経営者・個人事業主の借入利用者のヤミ金融の認知媒体（複数回答）



(注1) 複数回答のため、nは一致しない。

4 本章のまとめ

1 消費者向けアンケート調査 結果より

①平成18年当時(改正貸金業法^{(*)1})が成立 と比べた生活環境の変化

- 借入利用者における平成18年当時と比較した生活環境の変化について調査したところ、回答者の19.3%が「手取り収入が増えた」とした。一方、「手取り収入が減った」とした回答者は51.3%となった。
- 雇用形態別^{(*)2}に生活環境の変化を見ると、いずれの雇用形態についても「手取り収入が減った」との回答が半数を占め、非正規雇用者の回答では、正規雇用者の回答と比べて「勤め先を自己都合で辞めた」(21.7%)、「勤め先を会社都合で辞めさせられた」(11.1%)、「勤め先が倒産した」(3.6%)等が高くなった。

(*)1 平成18年12月13日、「上限金利の引下げ」、「総量規制の導入」、「貸金業の適正化」等を柱に、「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、同年12月20日に公布され段階的に施行されている。平成22年6月までに「みなし弁済」廃止、出資法上限金利の引下げ、総量規制導入、財産的基礎要件引上げ(5,000万円)等の改正貸金業法が完全施行される予定。

(*)2 アンケート対象者の雇用形態を「正規雇用者」、「非正規雇用者(派遣社員、契約社員、嘱託社員、パート・アルバイト)」に分けて調査した結果を指す。

②初めての借入先とその選択理由

- 借入利用者に対して、初めて借入を行った借入先について調査したところ、「クレジットカード会社・信販会社」が

56.3%と最も高く、次いで「銀行等金融機関」が23.9%、「消費者金融会社」15.9%となっており、所得階層別に見た場合では、年収が低いほど最初の借入先として「消費者金融会社」を選ぶ比率が高い傾向となった。

- 借入利用者が最初の借入先として「消費者金融会社」を選んだ理由^{(*)3}としては、「無担保で借入れができたから」が44.3%と最も高く、次いで「保証人を立てる必要がなかったから」が40.0%、「手続きが簡単だから」が37.7%となった。
- 直近1年間の消費者金融会社からの借入金の使途について調査したところ、「生活費の補てん」が41.9%と最も高く、次いで「その他の借入金返済への充当」(21.5%)、「物品購入」(14.5%)、「お小遣いの補てん」(14.3%)等が続いた。一方、「ご自身以外の第三者に頼まれて」(4.6%)といった回答も見られた。
- 「ご自身以外の第三者に頼まれて」とした回答者に対し、依頼された相手について調査したところ、「親族」(75.0%)、「友人・知人」(58.3%)、「勤め先の経営者・上司」(25.0%)となった。

(*)3 「消費者金融会社」を選んだ理由に関する設問は、複数回答の設問である。

③直近1年間の借入申込結果と、希望通りの借入れができなかった場合の行動

- 直近1年間で消費者金融会社に借入を申し込んだ借入利用者のうち、「希望通りの借入れができなかった」(29.0%)、「最終的に借入れを断られた」(18.9%)

と回答した割合は、あわせて47.9%となり、前回資金需要者調査^(※4)結果と比べて9.2ポイント上昇した。

- 前述の希望通りの借入れができなかったとした借入利用者(47.9%)に対し、その後の行動について調査したところ、「支出をあきらめた」が44.9%(前回資金需要者調査^(※4)結果と比べて9.8ポイント減少)と最も高く、次いで「家族や親族、友人・知人から借りた」が33.8%(同5.8ポイント減少)、「パートやアルバイトをするなど収入を増やす努力をした」が16.7%(同1.6ポイント上昇)となった。一方、「自己破産など債務整理の手続きを申請した」(7.6%)や「他者・相談窓口にご相談した」(5.1%)といった回答も見られた。

(※4) 平成21年2月に公表した「資金需要者等の現状と動向に関する調査」報告。

④貸金業法改正の認知状況と貸金業法改正に対する意見

- 貸金業法改正の認知度について調査したところ、借入利用者では59.5%(前回認知調査^(※5)と比べて10.0ポイント上昇)、総量規制に該当する回答者では61.6%(同11.2ポイント上昇)となった。
- 借入利用者の所得階層別に認知率を見たところ、年収300万円以下では54.9%、301～500万円では57.8%、501～700万円では62.9%、701万円以上では74.8%となっており、前回認知調査^(※5)に引き続き、年収が低いほど貸金業法改正に対する認知度が低い傾向となった。
- 総量規制の影響を強く受ける可能性のある専業主婦(主夫)^(※6)の認知度につい

て調査したところ、「内容も含めてよく知っている」(6.4%)、「ある程度は知っている」(36.4%)となり、約60%が法改正を「理解していない」、「知らない」と回答した。

- 借入利用者の貸金業法改正に対する自由意見を分析したところ、法改正に対して「良い」とした意見27.1%、中立的な(その他)の意見16.4%、「問題がある」とした意見42.9%、「よくわからない」が13.6%となり、「問題がある」とした意見が最も高く、前回認知調査^(※5)と比べて8.1ポイント上昇した。
- 総量規制該当者・非該当者それぞれの「問題がある」とした割合を調査したところ、総量規制非該当者で33.8%となった。一方、総量規制該当者では51.9%におよんだ。

(※5) 平成21年10月に公表した「貸金業法改正の認知等に関するアンケート調査」報告。

(※6) 総量規制により専業主婦(主夫)の借入れは配偶者とあわせた年収の3分の1までとなり、借入れに際しては配偶者の同意、夫婦関係証明書類の提出が必要となる。

⑤セーフティネットの認知

- セーフティネットの認知率について調査したところ、一般消費者のセーフティネット全体の認知率^(※7)は10.7%(前回資金需要者調査^(※4)結果と比べて0.8ポイント上昇)となっており、借入利用者のセーフティネット全体の認知率でも14.7%に留まった。
- 借入利用者の認知率を各制度別に見ると、「弁護士や司法書士、弁護士会などの相談窓口」が19.2%と最も高く、次いで「国民センターなどの団体の相談窓

口」が13.9%、「国や都道府県、地方自治体が設置している相談窓口」が13.0%となった。

(※7) 各セーフティネットの認知率と回答者数から求めた加重平均値。

⑥総量規制該当者割合

- 消費者金融会社の借入利用者における借入総額の年収に占める割合を調査したところ、年収の3分の1を超える借入れがある（総量規制に該当する）と回答した割合は、50.3%となった。
- 所得階層別に借入総額の年収に占める割合を見てみると、年収300万円以下では71.2%、301～500万円では42.8%、501～700万円では34.4%、701万円以上では28.6%となった。
- 新たな借入れができなくなった場合の行動について調査したところ、「生活費を切り詰める」が68.7%と最も高く、次いで「アルバイト等により収入を増やす」が30.9%、「毎月のやりくりの中で返済する」が28.8%と続く。一方、「返済をあきらめて、自己破産・債務整理（過払金の返還請求を含む）の手続きを申請する」（19.8%）、「家族や親族、友人・知人から借りる」（17.6%）も一定の割合を占めた。
- 借入利用者の生活環境の変化として「手取り収入が減った」とする回答が多い（図表5-1参照）ことから、収入の減少が前回資金需要者調査^(※4)結果と比較し、総量規制該当比率が上昇した要因の1つであることが窺える。

⑦借入完済者の借入当時と完済方法

- 過去に消費者金融会社やクレジットカード

ド会社・信販会社から借入れしたことがあり、現在は借入残高がない借入完済者に対し、完済方法について調査したところ、「約定通りに返済を行って完済した」が84.6%となった。

- 「約定通りに返済を行って完済した」とした回答者のうち、31.2%は「借入ピーク時の借入残高が当時年収の3分の1を超えていた」と回答した。
- 平成17年以前の完済者と改正貸金業法^(※1)が成立した平成18年以降の完済者の完済方法について比較を行ったところ、平成18年以降の借入完済者では、「約定通りに返済を行って完済した」が減少している。一方、「自己破産等法的な債務整理を行った」、「過払金返還請求を行った」といった回答が増えた。

⑧ヤミ金融の利用状況等

- 借入利用者に対し、ヤミ金融の認知度について調査したところ、知っていると回答した割合は、「よく知っている」（10.6%）、「ある程度は知っている」（39.2%）をあわせて49.8%となっており、ヤミ金融からの借入れを考えたことがあるかどうかについては、10.6%が「考えたことがある」と回答した。
- 借入利用者に対し、ヤミ金融との接触および利用有無について調査したところ、ヤミ金融と接触したことがあると回答した割合は9.6%となっており、利用したことがあると回答した割合は5.1%となった（うち1.4%は、現在もヤミ金融を利用していると回答した）^(※8)。
- ヤミ金融から借入れた理由については、「緊急にお金が必要になったから」が46.3%と最も高く、次いで「正規の貸

金業者がどこも貸付けを行ってくれなかったから」が38.8%となった。

- ヤミ金融を知るきっかけとなった認知媒体では、「友人・知人の紹介」(26.9%)、「インターネット広告」(17.9%)が上位を占めた。

(※8) ヤミ金融の利用経験を借入経験者(貸金業者以外からの借入れも含む)全体で見ると、前回資金需要者調査^(※4)結果では、借入経験者(貸金業者以外からの借入れも含む3,177名)のうち、ヤミ金融を利用したことがあると回答した割合は3.3%(104名)となっており、今回の調査では、借入経験者(貸金業者以外からの借入れも含む15,813名)のうち、ヤミ金融を利用したことがあると回答した割合は、3.8%(604名)となった。

2 事業者向けアンケート調査 結果より

①平成18年当時(改正貸金業法^(※1))が成立 と比べた経営環境の変化

- 企業経営者・個人事業主の借入利用者に対し、改正貸金業法が成立した平成18年当時からの自社の経営環境の変化等について調査したところ、「厳しくなった」が81.5%と最も高く、次いで「変化していない」が13.8%、「良くなった」が4.7%となった。
- 具体的にどのように厳しくなったかについては、「売上が減少した」(36.1%)、「仕事が減った」(23.7%)、「融資を受けにくくなった」(11.1%)といった内容が上位を占めた。
- 業種別に見てみると、「不動産業」(100.0%)、「卸売・小売業」(87.5%)、「建設業」(87.0%)で「厳しくなった」と回答した割合が高かった。
- 事業規模別では、「厳しくなった」と回

答した割合は、資本金2,000万円以上の事業者で71.4%であった。一方、資本金2,000万円未満の事業者では82.1%となった。

②直近1年間での借入申込結果と希望通りの借入れができなかった場合の行動

- 直近1年間で貸金業者へ借入れを申込んだ企業経営者・個人事業主のうち、「希望通りの金額で借入れできた」と回答した割合は40.1%(前回資金需要者調査^(※4)結果と比べて12.3ポイント減少)となった。一方、「希望通りの金額ではなかったため、借入れをやめた」(8.9%)、「借入を申込んだが、断られた」(26.5%)と回答した割合は、あわせて35.4%(同9.8ポイント上昇)となった。
- 「借入れをやめた/断られた」とした回答者に対し、その後の行動について調査したところ、「あなた個人の消費を切り詰めて資金を捻出した」が52.6%(同ほぼ横ばい)と最も高く、次いで「家族や親族、友人・知人から借りた」が34.0%(同6.7ポイント減少)、「税金や公共料金の支払いを繰り延べた」が30.8%(同4.0ポイント上昇)となった。一方、「事業の規模を縮小し、リストラを行うことで資金を捻出した」(15.0%)や「従業員への給与支払いを繰り延べた」(11.3%)といった回答も見られた。

③貸金業者による事業者向けの融資姿勢

- 企業経営者・個人事業主のうち、資本金2,000万円未満の事業者に対し、事業性資金の借入先について調査したところ、「銀行」が52.4%と最も高く、前回資金需要者調査^(※4)結果と比較してほぼ横

ばいとなった。一方、「貸金業者」は6.2%と同9.5ポイント減少となった。

- 資本金2,000万円以上の事業者による事業性資金の借入先では、「銀行」が89.6%と前回資金需要者調査^(*)結果と比較して22.2ポイント上昇した。一方、「貸金業者」は1.2%と同3.3ポイント減少となった。
- 企業経営者・個人事業主に対し、銀行の融資姿勢について調査したところ、「厳しくなった」と回答した割合は、「大変厳しくなった」(21.2%)、「厳しくなった」(24.2%)をあわせて45.4%（前回資金需要者調査^(*)結果と比較してほぼ横ばい）となった。
- 一方、貸金業者の融資姿勢については、「厳しくなった」と回答した割合は、「大変厳しくなった」(22.3%)、「厳しくなった」(24.1%)を合わせて46.4%と前回資金需要者調査^(*)結果と比較して14.4ポイント上昇した。

④事業性資金の借入れの際の担保等の有無

- 企業経営者・個人事業主に対し、借入れに際しての担保有無について調査したところ、銀行からの借入れにおいては「担保ありもしくは保証人あり」が62.6%となった。一方、貸金業者では「担保なし・保証なし」が72.5%となった。
- 貸金業者からの借入目的を調査したところ、「運転資金」が69.9%、「設備資金」が30.5%、「その他の資金」が25.2%となった。

⑤個人での借入金の、事業性資金への転用

- 企業経営者・個人事業主に対し、個人での借入金を事業性資金に転用した経験の

有無について調査したところ、35.2%が「借入金を事業性資金に転用したことがある」と回答し、前回資金需要者調査^(*)結果と比較してほぼ横ばいとなった。

- 個人での借入金を事業性資金へ転用した目的としては、「仕入先への支払い」が47.3%と最も高く、次いで「銀行への返済」が36.3%、「社員の給与支払い」が30.3%となった。
- 第三者に対して「他から借入れを行って、その借入金を自分に貸して欲しい（事業性資金として使用するため）」と依頼した経験の有無について調査したところ、21.6%が「依頼したことがある」と回答し、依頼先の内訳は「家族」が51.1%と最も高く、次いで「友人・知人」が32.3%、「会社の共同経営者」が24.6%となった。
- 企業経営者・個人事業主の借入利用者に対し、総量規制に該当し、個人としての借入れができなくなった場合の事業の資金繰りへの影響度合いについて調査したところ、「影響がある（事業の資金繰りに支障が生じる）」と回答した割合は、50.7%となった。

⑥今後の貸金業者の利用意向

- 企業経営者・個人事業主の借入利用者に対し、貸金業者の今後の利用意向について調査したところ、「利用したい」と回答した割合は、「今後は利用してみたい」(22.6%)、「必要に応じて、利用を検討してみたい」(53.0%)をあわせて75.6%となった。
- その理由としては、「無担保で借入れができるから」が50.9%と最も高く、次いで「保証人を立てる必要がないから」

が43.2%、「手続きが簡単だから」が43.1%、「銀行・信用金庫・信用組合等から借入れができないから」が36.0%となった。

- 地域別に利用意向を見てみると、「今後は利用してみたい（「必要に応じて、利用を検討してみたい」を含む）」と回答した割合は、「東京」（72.0%）、「中部」（72.1%）、「近畿」（71.7%）、「九州・沖縄」（74.5%）となった。一方、「北海道」では93.8%となった。

⑦貸金業法改正に対する意見

- 企業経営者・個人事業主の借入利用者の、貸金業法改正に対する自由意見を分析したところ、法改正に対して「問題がある」とする意見が45.8%と最も高く、次いで法改正に対して「良い」とする意見が25.6%、「中立的（その他）」との意見が15.7%、「よくわからない」とする意見が12.9%となった。
- 法改正に対して「問題がある」とする意見について内容を分析したところ、「非常に厳しい内容だと思う」、「自営業者として借りにくくなり今後が不安」、「もっと周知してほしい」、「この改正はますます真綿で首をしめられるように資金繰りが厳しくなりそう」、「借入れの制限が厳しくなり、ヤミ金融等に流れる人が増えるのではないと思う」といった意見が見られた。

⑧ヤミ金融の利用状況等

- 企業経営者・個人事業主の借入利用者に対し、ヤミ金融の認知度について調査したところ、ヤミ金融について“知っている”と回答した割合は、「よく知っている」（13.0%）、「ある程度は知っている」（38.8%）をあわせて51.8%となっており、ヤミ金融の利用を考えたことがあるかどうかについては、「考えたことがある」が18.2%となった。
- ヤミ金融との接触経験および利用経験の有無について調査したところ、「接触したことがある（電話やメール等を含む）」が18.9%、「利用したことがある」が7.9%となった。
- ヤミ金融から借入れした理由については、「緊急にお金が必要になったから」が50.9%と最も高く、次いで「正規の貸金業者がどこも貸付けを行ってくれなかったから」が43.4%となった。
- ヤミ金融を知るきっかけとなった認知媒体では、「友人・知人の紹介」（30.2%）、「インターネット広告」（22.6%）、「勧誘の電話・FAX」（15.1%）が上位を占めた。